

## シチリアとナポリにおける異端審問制度とコンベルソ問題

堀 江 洋 文

平成 24 年度の人文科学研究所総合研究旅行は、シチリアを含めた南イタリアの調査であったが、12 月末にナポリを起点にして、まずポンペイや洞窟住居で有名なマテラ等イタリア南部を訪れた。その後、カラブリア半島を通ってメッシーナ海峡に面するヴィッラ・サン・ジョヴァンニに入り、そこから海峡をフェリーで渡りメッシーナからシチリア島に入った。シチリアでは東海岸のタオルミーナとシラクサを訪れた後内陸部に入り、床モザイクで有名な世界遺産カザーレ別荘跡があるピアツツァ・アルメリーナやカルタジローネの町を経由して、南岸のアグリジェントのギリシャ遺跡及びギリシャ植民市のセリヌンテを調査した。その後シチリアを北に縦走して島の北部の古代ギリシャ遺跡セジェスタに立ち寄った。最後の調査地は、パレルモとその近郊に位置するノルマン建築様式の大聖堂の町モンレアーレであった。即ち今回旅した地域は、ナポレオン戦争後の 1816 年に、ブルボン家の同君連合の下にあったナポリ王国とシチリア王国の合併によって生まれた両シチリア王国（Regno delle Due Sicilie）の支配地域に相当する。

中世以後のシチリア島に関しては、1197 年からシチリア王となったフェデリーコ 1 世（1215 年よりはフリードリヒ 2 世として神聖ローマ皇帝も兼務）の統治が有名である。パレルモ文化の影響を受けたフェデリーコ 1 世は、1220 年にはパレルモに本拠を移すが、教皇庁と対立し教皇から 2 度の破門宣言を受けている。彼は貴族や都市の権限にも圧力をかけ縮小させ、1231 年には法典『皇帝の書』（*Liber Augustalis* あるいは *Constituzioni de Melfi* と呼ばれる）を編纂・発布して、シチリアに中央集権的絶対体制を樹立する。彼はドイツでは進歩的政策を遂行したが、シチリアでの政治はやや強権的であった。しかしフェデリーコ 1 世は、宗教的には寛容策を採り入れ、ナポリ大学創設の事例にみられるように学術や文化にも造詣が深かった。その意味では、生まれて間もない異端審問所の活動にいつも立ちはだかったフェデリーコ 1 世の 1250 年の死は、異端者にとっては保護者を失うような出来事であった。<sup>1)</sup> 本稿で主に取り上げるのは、さらに時代を下った 15 世紀末以降のシチリア王国とナポリ王国である。この時代はスペイン王国が実質的支配者としてこの地域を支配したのであるが、その国家統治機関の一つとして異端審問制度の役割は大きかった。フェデリーコ 1 世の宗教的寛容から時代を下ってスペイン統治期の異端審問所による厳格な宗教政策への移行という変化が起きる中で、シチリア

<sup>1)</sup> Charles T. Gorham, *The Medieval Inquisition: A Study in Religious Persecution* (London, 1918), p. 59.

やナポリの政治や社会が、このような宗教政策や制度からどのような影響を受けるにいたったか明らかにしたい。

1264 年以降シチリア島及びイタリア半島南部は、フランスのカペ一家の分家であるアンジュー＝シチリア家がシチリア王国として支配していた。しかし、フランス王ルイ 9 世の弟アンジュー伯シャルル (Charles d'Anjou) 統治期の 1282 年に、パレルモでシャルルの統治に対する不満からシチリア晩祷事件 (Sicilian Vespers, 伊 Vespri siciliani) と呼ばれる住民反乱が勃発すると、アラゴン王ペドロ 3 世が介入しシチリアを征服することとなる。晩祷事件後フランス勢力を一掃したシチリアの有力者は、教皇に自治都市の連合体を形成する許可を請願したが教皇に拒否され、仕方なくペドロ 3 世に保護を求めて王位を提供したというのが実情である。その結果シャルルはシチリア支配を諦めイタリア半島南部を抑えるナポリ王国のみを支配する。ペドロ 3 世はパレルモで国王に即位するが、シャルルが支配するイタリア半島南部は征服できず、両者がメッシーナ海峡を挟んで対立する晩祷戦争が始まる。<sup>2)</sup> その後シチリアは、バルセロナ家 (西 Casa de Barcelona、いわゆるアラゴン家 Casa de Aragón、伊 Casa d'Aragona)、続いてトラスタマラ家 (Casa de Trastámarra) によって支配され、アラゴン王フェルナンド 2 世とカスティージャ女王イサベル 1 世のカトリック両王によるスペイン王国 (カスティージャ＝アラゴン連合王国) 成立以後は、スペイン・ハプスブルク家の統治下となる。ナポリ王国もトラスタマラ家のアラゴン王アルフォンソ 5 世によって征服され、1504 年にはフェルナンド 2 世によってスペイン王国に併合されている。ナポリ王国は王国の名を冠しながらも、実質スペイン派遣のナポリ総督 (副王、Virrey de Nápoles) によって支配されるスペイン属州に成り下がる。スペイン本国とシチリアのこのような関係は、16 世紀の神聖ローマ皇帝カール 5 世 (スペイン王としてはカルロス 1 世) やその息子フェリペ 2 世の時代も維持された。しかし、地元シチリア人が保持した特権 (naturaleza) によって、総督 (西 Virrey, 伊 Viceré) や参事官 (consultore) 等のスペイン人役人の数は制限されていた。

そのような状況下でハプスブルク家スペインと属州シチリアとの関係維持に貢献したのが、シチリア貴族とスペイン貴族 (当初はカタルニアやアラゴンの貴族で、後にカスティージャの貴族が加わる) の間に生まれた血縁関係である。<sup>3)</sup> これらの貴族間の関係は、単に個人的関係に止まることなく政治的同盟に発展していった。さらに、各種特権を保持した諸都市のシチリア社会での影響力も忘れてはならない。特にメッシーナの持つ自由や特権は特筆すべきものである。その 1 つがパレルモの王宮に送り出すメッシーナ市の代表の存在とその活動であるが、

<sup>2)</sup> 北原敦編、『イタリア史』山川出版社、183-184 頁。

<sup>3)</sup> シチリアを属州ではなく、同君連合或いは複合君主制 (composite monarchy) の下にあったとする解釈もある。

その影響の大きさ故に同じような特権を他の諸都市も享受しようとした。一方パレルモは、王宮を持つ都市としての特権を最大限利用しようとした。パレルモには王宮がある町として貴族が住まい、商業によって蓄積された富によって生まれた新たな貴族も居を構えるようになっていた。17世紀のオスナ公のシチリア総督時代には、メッシーナの特権的地位に対する攻撃が始まり、それに対してシチリア社会の一部に猛反発が起き、スペインのイタリア諮詢会議（西 Real y Supremo Consejo de Italia 伊 Supremo Consiglio d'Italia）のメンバーの中には、シチリアが持つ特権や伝統的考え方の主張に耳を傾ける者もあった。続いて 1621 年から 20 年間以上スペイン政治を支配したオリバレス伯公爵の時代にも、オリバレスの側から現状を変更するような提案はなかったが、オリバレスに反対する勢力と結びついたシチリア総督の中には、メッシーナの享受する特権に変更を加えようとする動きが存在した。<sup>4)</sup>

本稿が主に扱うフェルディナント 2 世、神聖ローマ皇帝カール 5 世、そしてフェリペ 2 世が君臨した 16 世紀には、シチリアやナポリはスペイン王国による地中海支配の要となつた。当然のことではあるが、そのような支配地域には、現地の反発を受けながらもスペイン王国の各種法制度が導入されていった。その中でスペイン異端審問制度は、導入に大きな反発が巻き起こつた制度であった。シチリア及びナポリでのスペイン異端審問制度に対する激しい抵抗は、特に 16 世紀初頭から激しさを増している。スペイン異端審問所はスペイン王国の国家機関の一部として機能し、それ故シチリアやナポリの反異端審問所闘争は、スペインを後ろ盾に君臨する支配層に対する抵抗運動の様相も呈していた。最初にスペイン異端審問制度が導入されたイベリア半島では、導入当初のコンベルソ（キリスト教に改宗したユダヤ人、新キリスト教徒とも呼ばれる）の間に沸き起つた反発を除けば、異端審問制度に対するスペイン（特にカスティージャ）における抵抗は限定的であり、国王政府側もこの制度を国家統治の重要な手段として利用している。それに対してイベリア半島以外のスペイン支配地域では、シチリアやナポリのみならず、ネーデルラント等の西ヨーロッパ全般においても、スペインの異端審問制度の残虐性が実際以上に誇張され、「スペイン黒伝説」（leyenda negra española）と呼ばれてその暗い否定的イメージが徐々に定着していく。それとともに各地で制度に対する抵抗も顕著に見られるようになる。スペイン異端審問制度の始まりは、カトリック両王時代に始まったコンベルソに対する追放運動であるが、シチリアにおいても異端審問所が異端の嫌疑をかけた主な対象はユダヤ人であった。しかし、「黒伝説」に象徴されるように判決や刑の執行手段の厳格さと殘忍さで知られたスペイン異端審問制度であったが、この制度の司法管轄権が及ぶシチリア島から南米のペルーに至るまで、実際には火刑等の死刑の執行件数は、他のヨーロッパ地域と比

<sup>4)</sup> Francesco Benigno, 'Integration and conflict in Spanish Sicily', in Thomas James Dandelet & John A. Marino, eds., *Spain in Italy: Politics, Society, and Religion 1500-1700* (Leiden, Boston, 2007), pp. 23-44.

べても驚くほど少なかった。さらに、死刑の執行があってもそれはコンベルソとムスリムに集中し、その意味では人口の特殊な層に異端審問制度の重荷が過重にかかったことになり、一般信徒にはそれほど大きな負担とはならなかつたと言えよう。<sup>5)</sup>

## 1. イタリアにおける中世異端審問制度とローマ異端審問制度

中世異端の双璧ともいえるカタリ派（アルビジョア派）とワルドー派の影響が南ヨーロッパを中心に急速に拡大する 12 世紀末になると、カトリック教会と教皇庁は異端の排除の必要性を強く意識するようになる。両派ともその信条はマニ教に傾き道徳律廃棄論者でもあった。そして、1215 年にローマのラテラン宮殿で開催された第 4 ラテラン公会議では、中世の異端審問制度創設が本格的に議論される。公会議開催にあたっては教皇インノケンティウス 3 世の力が大きく働き、教皇はこの公会議を 325 年の第 1 ニカイア公会議や 451 年開催のカルケドン公会議に匹敵する偉大な公会議として認知されることを望んでいた。実際第 4 ラテラン公会議には 71 人の大司教と 400 人以上の司教が出席し、ラテン諸国を中心にヨーロッパの多くの国の参加があったと伝えられている。新たな十字軍の編成や、聖体拝受における実体変化（Transubstantiatio）の教義等カトリック信仰と秘跡の確立の上で非常に重要な公会議であったが、第 3 規則（canon 3）で提唱されている異端と異端を保護する者に対する処罰と制裁に關しても、この公会議は大きく一歩を踏み出した。<sup>6)</sup> 既に 1184 年には、教皇ルキウス 3 世がヴェローナにおいて教皇勅書を発布してカタリ派やワルドー派を異端として破門しているが、この時教皇は、異端の疑いのある者に対して司教区内の聖堂区において年に 1~2 度異端尋問と処

<sup>5)</sup> Henry Kamen, *The Spanish Inquisition: An Historical Revision* (London, 1997), pp. 203-4. スペイン異端審問制度の刑執行に関する研究者の間での「稳健な」アプローチは、拙稿「スペイン異端審問制度の歴史的展開と司法権の時代的・地域的特質」『専修大学社会科学研究所月報』No. 547 の中で指摘した。このような解釈は、長い間「黒伝説」に基づく解釈に支配されてきたアメリカをはじめ諸外国のスペイン史研究の結論を転換させるものである。これまで、アメリカのスペイン史研究で先駆的役割を果たしたプレスコット（William Hickling Prescott）やスペイン異端審問制度研究の大御所的存在であるリー（Henry Charles Lea）も、異端審問制度をスペインの後進性の根源的理由に置いていた。Richard L. Kagan, 'Review: Prescott's Paradigm: American Historical Scholarship and the Decline of Spain', *The American Historical Review*, vol. 101, no. 2 (April, 1996), pp. 425-34. このような学界での反応は、「黒伝説」によってスペインの異端審問制度の後進性と残虐性が長い間定着していたことを示唆している。最近の学界では一般に受け入れられるようになったスペイン異端審問制度の稳健性の議論に対して、ポルトガルの異端審問制度は、スペインの制度に類似する中でも刑の執行においてはスペインより積極的であり、特にポルトガルの植民地の 1 つであるインドのゴアにおいては、そのような性質が顕著に見られる。16 世紀のアルブケルケの征服以来ポルトガル領として植民が始まったゴアでは、新キリスト教徒（マーノ）の旧信仰への回帰者や異端に対してはもちろんのこと、異教徒であるヒンドゥー教徒やイスラム教徒に対しても、異端審問所は激しい迫害を繰り返し、拷問を含めた厳しい取調べと処罰で知られていた。拙稿「ポルトガルのインド進出とゴアの異端審問所」『専修大学人文科学研究所月報』第 259 号、49-81 頁。

<sup>6)</sup> 第 3 規則をはじめ第 4 ラテラン公会議で提示された教会規則については、英文サイト Internet Medieval Sourcebook の一部である Twelfth Ecumenical Council: Lateran IV 1215 (<http://www.fordham.edu/halsall/basis>) を参照した。

罰を行うことを各司教に命じている。<sup>7)</sup>しかしこの試みは、司教の、即ち司教自らの裁量によるところの異端審問の導入であり、制度化されたものではなかった。(審問は教会側が請け負ったが、処罰については世俗当局の手に委ねられていたことは、その後の時代も同様である。) このように異端の訴追と処罰が行われたとは言っても、それが厳密な制度に基づかず司教自らの裁量で行われていたことから、その後関与する人物の範囲が広がり大司教や司教に加えて、彼らの代理としての助祭長が審問のプロセスを司るようになっても、実態に大きな変化はなかった。審問手続き等がより制度化された異端審問の実現に向けて大きく舵を取るようになったのは、第4ラテラン公会議からであり、さらにその後1227年に教皇職に就いたグレゴリウス9世の時代であった。ラテラン公会議の第3規則において、財産没収等各種罰則はカノン法(教会法)の中に位置づけられたことになる。1231年にグレゴリウス9世は、フィレンツェのドミニコ会派修道院のサンタ・マリア・ノヴェッラ教会に、異端カタリ派の勢力拡大阻止のためにフィリポ・パテルノン(Filippo Paternon)司教とその支持者の訴追を命じるが、グレゴリウス9世が作成し、異端に対処するため異端審問官の派遣を命じた文書 *Ille humani generis* は、ローマ異端審問所の「出生証明書」と言われている。<sup>8)</sup>

第4ラテラン公会議の第3規則は、世俗当局に対し管轄地域における異端浄化を義務付け、さらに異端者の引き渡しを行うことを規定すると同時に、異端者の財産没収等その他様々な手続きに言及している。<sup>9)</sup>また聖職者の異端に対する行動を規定する他に、各司教に対しても自らの司教区の浄化を怠った場合には司教職の交代の可能性も示唆している。異端審問制度の創設については、第4ラテラン公会議ではまだ完全な形を整えていないが、異端の確認と対処方法等異端審問に必要なかなりの部分が第3規則の中に含まれている。まだ完成されていない部分としては、例えば限定的ながら異端者から自白を引き出すための拷問の使用は、1252年にインノケンティウス4世発布の教皇勅書 *Ad extirpanda* を待たねばならなかった。さらに、異端に対処するための教会と世俗当局の協力や、異端審問において踏襲されるべき手続き規定に関してはかなり明瞭に表現されているが、異端の概念、即ち誰が異端者と呼ばれるのかについて

<sup>7)</sup> H. グルントマン『中世異端史』創文社、今野國雄訳、62-73頁。

<sup>8)</sup> Michael Tavuzzi, *Renaissance Inquisitors: Dominican Inquisitors and Inquisitorial Districts in Northern Italy, 1474-1527*(Leiden & Boston, 2007), pp. 3-4.

<sup>9)</sup> 第3規則ほの文言は以下のようなものである。「... 有罪を宣告された異端者は、それに相応する罰を受けるために、世俗の高官もしくは彼らの代理人に引き渡される。もし彼らが聖職者であれば、まず位を落される。このように有罪の宣告を受けた平信徒の財産は没収され、聖職者の財産は、彼らがそこから俸給を受けていた教会のものとされる。... もし世俗の君主が、彼の領地から子の異端の汚れを追放せよという教会の命令を行うのを怠るなら、彼は大司教とその地域の他の司教たちによって、破門されるものとする。もし彼が一年以内に誤ちを改めないならば、その事件は至高の教皇に報告され、教皇は、その君主の家来たちが君主に対する忠誠の誓いから解かれたことを宣言し、彼の領地をカトリック教徒に提供する。後者は異端を根絶し、論争の余地なしにその領地を所有し、真の信仰のうちにこれを保つべきものとする...。」ヘンリー・ベッテンソン『キリスト教文書資料集』聖書図書刊行会、200-201頁。

は曖昧な部分が多かった。

このような曖昧性の事例の一つが、第 2 規則 (canon 2) で言及されたフィオーレ（あるいはフローラ）のヨアキム (Joachim of Fiore, Gioacchino da Fiore) に対する有罪判決である。ヨアキムはカラブリア州コゼンツァ近郊のチェーリコ出身であり、今回の人文研総合研究旅行ではカラブリア半島の入り口にあたるコゼンツァに立ち寄った。第 4 ラテラン公会議開催の頃にはヨアキム没後既に 10 数年が経過していたが、彼の三位一体論は、三位一体論的世界史観である所謂ヨアキム主義で有名となる。フランシスコ修道会聖霊派の思想的基盤となつたとされるシトー派修道院長であったヨアキムの三位一体論的歴史解釈（三時代論）は、旧約の時代を父の時代、子の時代を教会の時代、そして第三の新しい時代を聖霊の時代であると三位一体論的に理解して、聖霊の時代には諸国民の和解が実現し神の子が完全な自由を享受する時代となる、即ち地上に神の国が実現すると主張した。彼の思想には終末論的因素と神秘主義的因素が混在している。このようなヨアキムの思想が、フランシスコ修道会の清貧運動の急進派グループに最も強く影響を及ぼしたことは容易に理解できる。ヨアキムの予言は、教皇が統率する地上の教会から人々の関心を他に転じさせ、インノケンティウス 3 世の教会統治には全く馴染まないものであった。<sup>10)</sup> 先述の皇帝フリードリヒ 2 世も、教皇庁と対立しインノケンティウス 4 世によって破門される中で、ヨアキムの著作の影響を受けたとされている。ヨアキムの思想は第 4 ラテラン公会議において異端判決を受けることとなるが、それはヨアキムの著作が、スコラ神学者であり司教でもあったピエトロ・ロンバルド (Pietro Lombardo, Peter Lombard) が三位一体論に代わって四位一体論を異端的に教えているとして、ロンバルドを批判していたからである。ロンバルドの命題集 (*Libri Quattuor Sententiarum*, *The Four Books of Sentences*) は中世においてスコラ神学の教科書となっており、教会としてもヨアキムの間違った批判に対しては公会議で対応する必要があった。しかしそれにもかかわらず、ヨアキム自身が異端者と宣告されることはなく、彼の三位一体論的歴史観もラテラン公会議では異端の嫌疑をかけられていなかつたと考えられる。さらに、彼が創設したフィオーレ修道院は、第 4 ラテラン公会議の 5 年後に教皇ホノリウス 3 世によって正統信仰を順守しているとの墨付きをもらっている。その後ヨアキムの著作は、1688 年には教皇庁によって刊行された *Acta Sanctorum* に収録されることとなる。ヨアキムの思想は、フランシスコ修道会の聖霊派によってやや極端に主張されたもので、彼の思想の影響は宗教改革の時代まで各方面で大きな影響を与えるに至つたが、彼自身が異端者とされることはなかつた。<sup>11)</sup>

<sup>10)</sup> モーリス・キー『ヨーロッパ中世史』芸立出版、橋本八男訳、128-131 頁。フランシスコ修道会聖霊派については、David Burr, *The Spiritual Franciscans: From Protest to Persecution in the Century after Saint Francis* (University Park, PA, 2001) を参照。

<sup>11)</sup> Sabina Flanagan, 'Heresy, Madness and Possession in the High Middle Ages' in Ian Hunter, John

ヨアキムの思想に大きく影響を受けたのが、フランシスコ修道会の聖霊派を代表する神学者で 14 世紀初めの清貧論争での中心人物であったピエトロ・ディ・ジョヴァンニ・オリーヴィ (Pietro di Giovanni Olivi, 英語名 Peter Olivi) である。彼は生活実践としての清貧を主張する聖霊派 (Spiritual Franciscans。Little brethren という意味のフラティチエリ Fraticelli とも呼ばれる) を代表して、清貧を単に法的に理解して財産の使用制限を修道士に課された義務と考えない修道会指導部コンヴェントゥアル派 (Conventual Franciscans) と対立した。オリーヴィは、フランシスコ会の清貧の誓い (vow of poverty) は usus pauper (財産の制限的使用) を意味すると主張し、usus pauper はフランシスコ修道会にとって重要であるがそれが清貧の誓いを形成するとは考えないコンヴェントゥアル派の解釈を斥けた。1300 年頃には、このナルボンヌ出身のフランシスコ修道士によって、フランシスコ会急進派 (即ち聖霊派) と修道会の上層部の対立は膠着状態に陥った。オリーヴィによるフランシスコ修道会の終末論的、予言的理解は、南フランスやイタリアで多くの平信徒集団の支持を得た。一方教皇インノケンティウス 4 世は、無所有の絶対的清貧の原則と物質的必要性の議論を調和させようとしているし、フランシスコ会の有名な指導者ボナヴェントゥラも、清貧の意味を強調しながらも、フランシスコ会の存在の中心的精神というべき清貧の原則と修道会の財産保持は両立すると理解している。このような修道会内部の対立の背景には、普遍概念は実在するかどうかを争った普遍論争という当時の神学論争の他に、清貧論争とそれから派生した異端論争があった。<sup>12)</sup> 余談ではあるが、1327 年教皇ヨハネス 22 世時代の北イタリアのカトリック修道院を舞台にしたウンベルト・エーコ著『薔薇の名前』(Il nome della rosa) のストーリーの背景には、フラティチエリの迫害があった。

第 2 規則の最後に、ベナのアマルリクス (Amalricus de Bene, Amaury de Bene) への短い言及がある。アマルリクスはヨアキムと同様 1215 年のラテラン公会議開催時には死去しているが、ヨアキム説の有罪判決と同じように彼の言説も公会議において謬説として断罪されている。アマルリクスは、「私たちはキリストのからだの部分だからです」(「エペソ人への手紙」5 章 30 節) や「神はすべての人の中ですべての働きをなさる同じ神です」(「コリント人への手紙第一」12 章 6 節) のようなパウロの言葉を新プラトン主義的・汎神論的に理解し、パリ近辺にいた彼の弟子たちも、汎神論的存在論から狂信的生命論を編み出しアンチノミアニズム (無律法主義) を貫いたが、ラテラン公会議前のパリ教会会議において摘発され処罰されている。結局アマルリクス派の分派は長続きせず、カトリック教会の基盤を揺るがすほどの謬説とはな

---

Christian Laursen & Cary J. Nederman, eds., *Heresy in Transition: Transforming Ideas of Heresy in Medieval and Early Modern Europe* (Aldershot, 2005), pp. 29-30.

<sup>12)</sup> フィオーレのヨアキムとオリーヴィについては、Jennifer Kolpacoff Deane, *A History of Medieval Heresy and Inquisition* (Plymouth, UK, 2011) pp. 135-142 を参照。

らなかった。実際ラテラン公会議におけるアマルリクス思想に対する裁定の文言は、「異端的というよりは狂気」(non tam haeretica...quam insane)となっている。キリスト教異端史の中で「異端」(heresy)と「狂気」(insanity, madness)はしばしば同一視され、両方の言葉が一緒に使われることも多かった。しかしラテラン公会議の第2規則のアマルリクスの当該箇所については、2つの言葉は同一のものを表すものでないし、お互いに関連付けられているわけではない。それどころか、両者は対照あるいは分離を表している。即ち、第2規則においてアマルリクスの著作は、「異端的であるよりは狂気である」と判断されているのである。カトリック教会の観点からは、狂気よりは異端の方がより重大な容疑である。<sup>13)</sup> ヨアキムやアマルリクスに対するカトリック教会の対応を見ていると、13世紀初頭の段階で、異端に対する各種手続き規定は徐々に整えられつつあったが、何を異端とするかの基準に関して、即ち異端の概念そのものについてはまだ曖昧性が残ったようにも思われる。しかし、別の見方をすれば、ヨアキムやアマルリクスの言説に対する公会議のやや稳健な対応は、逆に異端の宣告を受けた場合には、よりフォーマルで厳格な異端審問所の尋問を受けることを意味し、この頃から異端審問制度は明確な形をとて認知され、それとともに異端審問所も徐々に官僚制度化していくことになる。第3規則によると、異端の名前は何であれ、カトリック教会に対する故意の不服従において異端はすべて同じであり、彼らはキリスト教世界における地位や所有を完全に喪失したことになる。このような明確な正統と異端の区別は、グレイゾーンを排除して異端と呼ばれるグループに区別を設けないことから、反異端活動の制度化と官僚化に向けての第一歩となった。<sup>14)</sup>

イタリアの異端審問制度といつても、それは一つの制度が存在するのではなく、いくつかの制度が組み合わされて存在する。上に記した中世以来の異端審問制度や1542年以降中世の制度を改革したローマ異端審問所(L'inquisizione romana o Sant'uffizio, 正式には Sacra Congregazione della romana e universal inquisizioneと呼ばれる)、さらにシチリアでは、イタリア南部を支配したスペインの影響下にあって、スペイン異端審問制度も大きな力を持っていた。ナポリにおいてもスペインは、1509年、1542年、そして1564年の3度にわたりスペイン異端審問制度を導入しようとしたが、ナポリ指導層や住民の執拗な抵抗に遭遇してその試みは頓挫している。一般に中世異端審問制度は Inquisición medieval o pontificiaと呼ばれるように、中世ローマ教会、特に教皇庁が、12世紀以後活発に活動し始めた中世ヨーロッパを代表する異端であるカタリ派やワルドー派を、アルビやトゥールーズを中心とした南フランスや北イタリアで排除しようとしたことに端を発する。その後中世異端審問制度は、カタリ派やワ

<sup>13)</sup> Flanagan, 'Heresy, Madness and Possession in the High Middle Ages', pp. 30-34; グルントマン『中世異端史』74-79頁。

<sup>14)</sup> Deane, *A History of Medieval Heresy and Inquisition*, pp. 90-91.

ルド一派に対する教皇庁の対応が効果を上げたとして、研究者の注目を集めることがなかった。しかし、中世異端審問制度の審問官を多く輩出し、審問制度運営の中心的役割を演じたドミニコ修道会（正式名：説教者修道会 *Ordo fratrum Praedicatorum*）に対する関心が高まるに、再び中世異端審問制度に関する研究が脚光を浴びる。

ドミニコ修道会は 1206 年にスペイン人聖ドミニコ（Dominic de Guzmán）によって創設されたが、ドミニコ修道会は中世異端審問制度においてのみならずスペインの異端審問制度においても、常に中心的地位を占めてきた。異端審問制度発足当初の主導権を巡るフランシスコ修道会とドミニコ修道会のライバル関係はよく知られているが、両修道会のこのような不穏な関係は、スペインにおいてもイタリアにおいても見られた。ドミニコ会は、ライバルのフランシスコ会が清貧の誓いを巡って内部対立に苦しんでいた状況、即ち聖フランシスの清貧の規則を厳密に順守することと、所謂公的に清貧の義務を認めることの間に区別の曖昧さが存在することをよく理解しており、そのような曖昧さや混乱を利用し、フランシスコ会の教義に新しい異端の烙印を押すことに躊躇はしなかった。<sup>15)</sup> イタリアでは特にヴェネツィアにおいて、フランシスコ修道会士の異端審問官への任命はあったが、北イタリアの異端審問所は主にドミニコ修道会士によって支配されていた。異端審問官はドミニコ修道会やフランシスコ修道会の指導者によって任命されるが、時に教皇自身による任命もあった。しかし一旦任命されると、彼らは教皇の権威を背景に権限が付与され、自分を任命した修道会に対してではなく教皇に対して責任を負った。1542 年、神聖ローマ皇帝カール 5 世との対立の中でプロテスタント勢力との対話を実現させ、カトリック教会内部の改革のためにトリエント公会議を召集したことでも知られるパウルス 3 世が、中世の異端審問制度の改革を目指してローマ異端審問所を設立するが、その後もこのような異端審問官の任命方法は維持継続される。そして、1542 年以降は枢機卿が任命責任の中心を担うようになる。1542 年以前の異端審問官は、審問官の肩書を持ちつつもドミニコ修道会の中でその他の仕事も抱えていた。スペインでも同じような現象が見られたが、異端審問官になることはキャリアの中の一つのステップと考えられ、異端審問に時間と精力を注ぎこむというわけではなかった。1542 年の改革以降、カトリック信仰、教義、規範を守り、教義上の誤謬を糾弾する目的で創設されたローマ異端審問所では、中央の教皇庁で異端審問官が任命され、審問官は教皇や彼を補佐する枢機卿による監督を受けた。各地の異端審問官は異端の尋問活動に集中して業務を遂行するようになり、審問所の仕事にフルタイムで従事した。拷問が頻繁に使われたわけではなく、拷問が必要とされる場合には、ローマからの正式な許諾を得ることが要求された。<sup>16)</sup>

<sup>15)</sup> Henry Charles Lea, *A History of the Inquisition of the Middle Ages* (London, 1888), pp. 129-130.

<sup>16)</sup> Christopher F. Black, *The Italian Inquisition* (New Haven and London, 2009), pp. 4-9.

一方スペインの異端審問所は、発足当初はともかくも、一般に拷問や火刑といった過剝な審問・処罰方法を採用することは稀であったと考えられ、その点では、当時のプロテスタント諸国やその後のヨーロッパ、さらにはスペイン国内においても 19 世紀の自由主義者が抱いていた残酷なスペイン異端審問所という印象とは現実は若干相違する。<sup>17)</sup> そしてスペインの異端審問制度は、イベリア半島の隅々にまで一律に機能する制度が張りめぐらされていたわけではなく、特にカタルニアをはじめカスティージャ以外の地域の農村部においては、異端審問官に遭遇することも極めて稀であった。広大な国土の広範な地域への異端審問制度の浸透のためには、世俗権力や教区教会との協力や制度自体の綿密な官僚組織化が必要であったが、実際には世俗の司法権との衝突や財源不足もあり、満足いく異端審問制度の構築ができたとは決して言えない。国家の一つの機関として強力な権限を持ったといわれるスペインの異端審問制度さえこのような状況であるから、イタリアにおける中世異端審問所及びそれを継いだローマ異端審問所の活動が、厳格な組織で運営されていなかったことは容易に想像できる。

中世イタリアにおいて異端審問は、主にワルドー派やユダヤ主義者に対して行われ、そして特に魔女裁判における活発な活動が指摘できる。イタリア各地における魔女裁判と火刑の記録が残っているが、例えばヴェルチェッリ、ノヴァラ、コモといった北イタリアを管轄する異端審問官であったニッコロ・コンスタンティーニ (Niccolò Constantini) は、1460 年以後の 20 数年間で 300 人に及ぶ魔女を火刑に処した。魔女と言っても実際には、魔術（呪術）の他に占いやハーブ等魔女と関連づけられる事柄（総じて *stregoneria* と称される）を行う男女を指す。コンスタンティーニを継いでヴェルチェッリ、ノヴァラ、コモの異端審問官となったロレンゾ・ソレリ (Lorenzo Soleri) も、彼の前任者との仲は良くなかったが、前任者と同じく魔女に対する異端訴追の情熱を持ち合わせていた。<sup>18)</sup> スペインのカタルニアにおいても、一時的に異端審問の迫害対象がコンベルソと呼ばれるユダヤ主義者（即ち、彼らの旧信仰であるユダヤ教に回帰しようとする動きを示したユダヤ人達）やイスラム教徒から魔女に移る時期があった。イタリア半島南部と違い北部では、この頃コンベルソ問題が大きくクローズアップされることなく、例えば 1498 年にローマのサン・ピエトロ寺院広場で行われたアウト・ダ・フェ (auto da fe、異端裁判決宣告式) でもコンベルソは比較的軽い処罰で済ませられたと言われている。イタリア中世異端審問における中心的な標的はワルドー派と魔女であった。元々スペインと比較すれば、イタリアにおけるコンベルソ迫害は大きなものでなく、その分魔術に対する警戒となつて表れたとも理解できる。魔女裁判の背景には、魔術の後ろには異端の存在があるとの審問官た

<sup>17)</sup> 拙稿「スペイン異端審問制度の史的展開」4-9 頁。

<sup>18)</sup> Tavuzzi, *Renaissance Inquisitor*, pp. 161, 163-174.

ちの確信があった。<sup>19)</sup> ところが、魔女裁判においても死刑判決を受ける事例数は、1542年以後のローマ異端審問制度下ではかなりの減少を見せる。減少の背景としては、魔女に対する警戒心に代わってルター派、バルデス派福音主義、カルヴィニズムの脅威が現実のものとなってきたからである。

バルデス派福音主義とは、スペインの神学者でアルカラ大学のファン・デ・バルデス (Juan de Valdés) の思想に基づくものであるが、ドイツやスイスと比べ低調に終わったイタリアにおけるプロテスタント宗教改革運動の初期の動きを形成する。彼の思想は、ルターや三位一体論を批判して後にジュネーヴ市当局によって火刑に処されたミシェル・セルヴェの思想に近いとされ、しばしばバルデス神学は、エラスムス主義、スペインの靈的運動である照明派 (alumbrados)、そしてルター派の混交神学であるとも解釈される。特に 1529 年に出版された彼の著書『キリスト教教義の対話』(Diálogo de Doctrina Cristiana) は初期のルターの教説に著しく類似していたため、スペインの異端審問所によって異端の嫌疑をかけられていた。一方、バルデスはルターやツヴィングリの追隨者ではなく、エラスムスの教えをその論理的結末へと導いたとも解釈できる。翌 1530 年、バルデスは異端審問所の訴追を逃れるようにイタリアのナポリに逃避し、ナポリやローマにおいて自身の教説を広めるとともに教皇批判を行った。バルデスの書はスペイン異端審問所によって禁書扱いを受けるが、この著書の中でバルデスが、イングランド王ヘンリー8世と王妃キャサリン・オブ・アラゴンの婚姻の有効性を示唆していくために、ローマにおいて彼が教皇庁からの訴追を受けることはなかった。<sup>20)</sup>

イタリアにおいてプロテスタント宗教改革は大きなうねりとなることはなかったが、バルデスの影響を受けたベルナルディーノ・オキーノ (Bernaldino Ochino) やペトルス・マーター・ヴァミーリ (Petrus Martyr Vermigli) はヨーロッパ各国の宗教改革運動に大きく貢献している。オキーノは、当時徐々に厳格さを欠く一方でカトリック教会上層部に受けの良かったフランシスコ会を離れ、厳肅な清貧主義に徹したカプチン会に移っているが、イタリアではサヴォナローラ (Girolamo Savonarola) 以来の力強い説教をすることで有名であった。その後オキーノは、ローマ異端審問所の初代審問長官 (Inquisitore generale) でありイタリア異端審問所の魂とも呼ばれたカラファ (Giovanni Pietro Carafa, 後の教皇パウルス4世) の扇動によって

<sup>19)</sup> 北イタリアの魔女裁判については *Ibid.*, pp. 149-208 を参照。この著書の最後にある追加資料には、1474 年から 1527 年までのドミニコ修道会異端審問官の訴追記録 (*Ibid.*, pp. 213-252) と、1450 年から 1527 年に至る同じくドミニコ修道会異端審問官の魔女裁判の公判日程 (*Ibid.*, pp. 253-258) が記載されている。

<sup>20)</sup> バルデス神学のイタリアにおける影響については、Massimo Firpo, 'The Italian Reformation and Juan de Valdés', *Sixteenth Century Journal*, vol. 27, no. 2 (1996) 及び Massimo Firpo, 'Reform of the Church and Heresy in the Age of Charles V: Reflections of Spain in Italy', in *Spain in Italy*, pp. 457-479 を、また彼の『キリスト教教義の対話』とルターの影響については、Carlos Gilly, 'Juan de Valdés: Übersetzer und Bearbeiter von Luthers Schriften in seinem Diálogo de Doctrina' *Archiv für Reformationsgeschichte*, 74 を参照。

異端の嫌疑をかけられローマに召喚されるが、途中でアルプスを越えてジュネーヴに逃れている。<sup>21)</sup> ジュネーヴには、同じくバルデスの影響を受けイタリアから逃れてきたガレアツオ・カラチオロ (Galeazzo Caracciolo) も滞在していた。カラチオロはナポリ有数の名家の出身で、ジュネーヴ市当局は彼が亡命の申請を出してきた時に、その地位の高さからスパイでないかと疑ったほどである。<sup>22)</sup> 1547 年以降カラチオロはエドワード 6 世期のイングランドに渡り、メアリー 1 世即位によってイングランドでもプロテスタントに対する迫害が始まるとスイスのチューリッヒに逃れ、当地でイタリア人教会の牧師となっている。ヴァミーリはスイスをはじめエドワード 6 世期のイングランドで、大主教トマス・クランマーの支援を受け、イングランド宗教改革の推進に多大な貢献をしたことで知られる。<sup>23)</sup>

オキーノを通じてバルデスの教えの影響を受けた人文主義者にピエトロ・カルネセッキ (Pietro Carnesecchi) がいる。カルネセッキはジュリオ・デ・メディチ (Giulio de' Medici、後の教皇クレメンス 7 世) の寵愛を受け、クレメンス 7 世によって教皇庁書記官に抜擢されてからは教皇秘書として各方面で活躍している。カルネセッキは、ドイツに教皇大使として派遣されながら後にルター派プロテスタントとなつたピエトロ・パオロ・ヴェルジェリオ (Pietro Paolo Vergerio) 等と接触しているが、カルネセッキのプロテスタント神学傾斜の直接の影響はバルデスやオキーノであり、また文通内容がカルネセッキの異端訴追の最大の証拠となつたジュリア・ゴンザーガ (Giulia Gonzaga) との交流であった。<sup>24)</sup> カルネセッキは 1534 年にローマにおいてオキーノの説教を聞き、またバルデスとも接触しているが、その 6 年後にはナポリを訪れバルデスと再会している。またヴァミーリも、現在のナポリ中央駅近くにあるサン・ピエトロ・アダラム教会 (Basilica di San Pietro ad Aram) の僧侶として活躍中に、「信仰による義」を唱えるバルデスからパウロ書簡の正しい解釈を学んだと言われる。カルネセッキを

<sup>21)</sup> パウルス 4 世の教皇就任にともない、ユダヤ人の状況は劇的に悪化した。Gigliola Fragnito, ed., *Church, Censorship and Culture in Early Modern Italy* (Cambridge, 2011 paperback), p. 165.

<sup>22)</sup> T.H.L. Parker, *John Calvin: A Biography* (Philadelphia, 1975), p. 143.

<sup>23)</sup> ヴァミーリについては、Marvin Walter Anderson, *Peter Martyr: A Reformer in Exile(1542-1562)* (Nieuwkoop, 1975)、拙稿 “The Edwardian Reformation and the Continental Divines” 『専修大学人文科学研究所月報』第 261 号 (2013.1) 及び「ペトルス・マーター・ヴァミーリの活動と神学」『専修大学人文科学研究所月報』第 191 号 (1999.11) を参照されたい。

<sup>24)</sup> ヴェルジェリオの教皇大使としての役割は、プロテスタント諸派に対して公会議への参加を促すことであつたが、プロテスタントに譲歩し過ぎたとの批判を受け、1544 年に彼はヴェネツィアの異端審問所に告発されている。そして、1549 年には同じくヴェネツィアでの欠席裁判で異端の判決を受けている。その後ドイツのヴュルテンベルクのクリストフ公の招聘に応じ、当地の神学者ヨハン・ブレンツ (Johann Brenz) とともにルター派の影響力の伸長に尽力した。ヴェルジェリオは、1553 年にブレンツの『ヴュルテンベルク信仰告白』や『教理問答』をイタリア語に翻訳すると同時に、ルター主義の国際展開にも貢献し、スイスの改革派教会の不信を買っていた。ヴェルジェリオについては、T. Schiess, ed., *Bullingers Korrespondenz mit den Graubündnern* (Basel, 1904-6), I, LXXI-LXXXIII を参照。ヴェルジェリオに対するカルヴァンの不信感は、ポーランドの宗教改革者ヨハン・ア・ラスコへ宛てたカルヴァンの書簡でも垣間見ることができる。‘*Nihil tamen mihi magis dislicuit quam te consilia cum Vergerio miscere, cuius hominis vanitatem tibi non citius cognitam fuisse mirror....*’ Wilhelm Baum, Eduard Cunitz & Eduard Reuss, eds., *Ioannis Calvini Opera quae supersunt Omnia* (Brunswick, 1863-1897), XVI, p. 170.

含めバルデスの周りに集まった多くの者は、「信仰による義」を唱えつつ良きカトリック教徒であることは十分に可能であると考えていた故に、ルターの教えには共感を覚えていたが、彼がカトリック教会にとった態度には極めて批判的であった。

バルデスが 1541 年初めに死去すると、バルデスを囲むナポリの信仰の友たちも各地に散つていき、オキーノやヴァミーリは海外に逃亡し、イタリア国内に残った者は周りへの警戒を怠らないように日々努めた。パウルス 4 世はハプスブルク家を敵対視し、カール 5 世やフェリペ 2 世を異端と見なしていた。そして無謀にも、フランスのギーズ公フランソワの力を借りてスペインのナポリ支配に挑戦する。しかし、当時フェリペ 2 世によってナポリ総督に任命されていたアルバ公 (Fernando Álvarez de Toledo, Gran Duque de Alba) によってパウルス 4 世の軍が簡単に圧倒され、1557 年 9 月にアルバ公の軍がローマに入場すると、苛立った教皇はこれまでにも増して異端の追及に精力を傾けた。<sup>25)</sup> 彼の反ユダヤ主義は有名である。パウルス 4 世を継いだピウス 4 世が 1565 年に死去すると、その翌年後継者としてドミニコ会出身のピウス 5 世が教皇に就任する。ピウス 5 世の下ではユダヤ人に対する寛容は過去のものとなり、カルネセッキにも危機が迫っていた。<sup>26)</sup> これまでカルネセッキに保護の手を差し延べていたメディチ家のトスカーナ大公コジモ 1 世 (Cosimo I de' Medici, granduca di Toscana) も、ピウス 5 世の影響を少しずつ受けつつあった。コジモはカルネセッキの教皇への引き渡しに応じ、カルネセッキは異端審問所の牢獄に収監され尋問を受ける。1567 年 8 月、由緒ある貴族出身で教皇庁主席書記官をも務めたカルネセッキは、異端審問所によって有罪判決を受け、2 か月も経たない内にサンタンジェロ橋で断頭後火刑に処された。<sup>27)</sup>

<sup>25)</sup> Henry Kamen, *The Duke of Alba* (New Haven & London, 2004), pp. 48-50. 16 世紀のナポリ総督には、スペイン及びネーデルランドでスペイン国王のために働いた有力な人物が就任している。1556 年に着任したアルバ公の他に、1571 年から 75 年まではグランヴェル枢機卿 (Antoine Perrenot de Granvelle) が様々な困難の中で確実に役割を果たしている。ナポリ総督就任と前後してグランヴェルは、セリム 2 世のオスマン・トルコに対抗するスペイン、ヴェネツィア、教皇庁間の同盟関係樹立に尽力し、レパント沖海戦の勝利に貢献した。

<sup>26)</sup> Fragnito, ed., *Church, Censorship and Culture in Early Modern Italy*, p. 169.

<sup>27)</sup> カルネセッキについては、Leopold Witte, *A Glance at the Italian Inquisition. A Sketch of Pietro Carnesecchi: His Trial before the Supreme Court of the Papal Inquisition at Rome, and his Martyrdom in 1566* (London, 1885) translated by John T. Betts を参照。

## 2. シチリア及びナポリのスペイン異端審問所<sup>28)</sup>

中央集権的で国家機関の一部として異端審問制度を成立させたのはスペインである。カトリック両王アラゴン王フェルナンド2世とカスティージャ女王イサベル1世の時代に、主にユダヤ主義者コンベルソやムスリム対策として国王主導型の異端審問制度がイベリア半島に設置された。アラゴン王国とカスティージャ＝レオン王国の1479年における同君連合によって所謂スペイン王国が成立するが、当然のことながらアラゴン王国の属州であったシチリアやサルディニア、ナポリ王国もスペイン王国の国家機関であった異端審問所の管轄下に入ることになっていた。組織的には、1488年に国王諮問会議の一つとして設置された異端審問最高会議(El Consejo Suprema y General de la Inquisición、La Supremaの略称で知られる)を頂点とした審問制度ヒエラルキーの下部組織として、これらのイタリアの領土にも異端審問所の権限が及ぶようになる。元々この異端審問制度はカスティージャの異端に対処する組織であり、それがアラゴン王国の諸地域にも適用されるか問題とされた。1482年に初代異端審問長官として就任したトルケマーダ(Fray Tomás Torquemada)の任命は、その権限をアラゴン諸王国(アラゴン王国、カタルーニャ侯国、バレンシア王国)やイタリア諸地域にまで伸長させるための措置であった。1486年にフェルナンド2世は勅令を発して、カタルーニャ侯国の異端審問所に対する(そして異端審問所審問官や役人、ファミリアルと呼ばれる刑の執行官に対する)庇護が表明され、翌年にはアラゴン王国に対する同じような措置が勅令でもって伝えられると、国王主導の異端審問所が具体化する。<sup>29)</sup> このような権限の基礎となったのが、スペイン国王に与えられた教会の要職の叙任権であり、その結果シチリアにおける聖職の多くが、カスティージャの聖職者或いは少なくともスペイン人によって埋められこととなつた。シチリア異端審問所の創設は、そのような流れに拍車をかけたと言えよう。

異端審問の法的制度は整い、カトリック両王が希求する近代国家創設のために必要な最大宗教キリスト教と王権の統一が、この異端審問所の中に具現化されたかに見えた。トルケマーダ

<sup>28)</sup> シチリアにおけるスペイン異端審問所の活動に関するイタリア語文献としては、Vito La Mantia, *Origine e vicende dell'Inquisizione in Sicilia* (Palermo, 1977 reprint) 及び F. Renda, *L'Inquisizione in Sicili. I fatti. Le persone* (Palermo, 1997) がしばしば引用される代表的な著書である。本稿で紹介するフェルナンド2世の勅令等も掲載されている。また、スペイン異端審問所に関する殆どの記録は、1782年3月の異端審問所廃止の段階で失われているが、異端審問所の会計簿が残されており没収財産から生じた収入や審問所による各種支出が見て取れる。さらに会計簿は裁判にかけられた個人や家族の数や財産、場合によっては判決も掲載されており、特にユダヤ主義者に関する裁判記録としては有用である。Nadia Zeldes, 'Auto de Fe in Palermo, 1511. The First Executions of Judaizers in Sicily', *Revue de l'histoire des religions*, tome 219, no. 2 (2002), pp. 195-196.

<sup>29)</sup> 宮前安子「スペイン異端審問制度の裁判機能をめぐって」磯見辰典編『彷徨—西洋中世世界』南窓社、116-125頁; Kamen, *The Spanish Inquisition*, pp. 48-49; Cerrillo Cruz, *Los Familiares de la Inquisición Española*, pp. 122-123.

は既に 1487 年にはシチリアに、1492 年にはサルディニアに、それぞれ地元のドミニコ修道会士を異端審問官として任命しているが、当初彼らの活動は限られたものであった。ドミニコ修道会による中世異端審問制度は嘗てシチリアにおいて存在していたが、それはイベリア半島、特にアラゴンから移り住んできたコンベルソが生み出す諸問題に対応するには不十分であった。そこで 1487 年にトルケマーダは、アントニオ・デ・ラ・ペニャ (Fra Antonio de la Peña) をこの地の異端審問官に任命する。ペニャは故郷スペインのセゴビアにおいて、反ユダヤ人及び反コンベルソの狂信的説教で名を売っていた。既にシチリアにおいては、教皇任命の地元司教や異端審問官が主管する異端審問所が曲がりなりにも機能していたことを考えると、ペニャの任命は、教皇の利益や地元シチリアの伝統に対してスペイン王室の政策、即ち異端審問所のスペイン国家機関化政策が勝利したことを象徴している。1492 年にスペインではカトリック両王によってユダヤ人追放令が出されているが、これはユダヤ人たちに国外退去かキリスト教の洗礼のどちらかを選択するように迫るものであった。イベリア半島ではユダヤ人に対する差別は他のヨーロッパ諸国同様中世から顕著に見られ、1391 年の大規模な反ユダヤ暴動以来多くのユダヤ人が改宗の道を選び、改宗ユダヤ人問題、即ちコンベルソ問題が脚光を浴びたのもこの頃からである。15 世紀半ばには「血の純潔法」(estatutos de limpieza de sangre) によってコンベルソの公職追放の動きが具体化され、ユダヤ人問題はコンベルソ問題となる。<sup>30)</sup> コンベルソの間に彼らの昔の信仰であるユダヤ教の教義や風習に回帰する (judaizing, judaisante) 傾向があるのではないかとの疑惑が持ち上がったからである。このような旧信仰に戻ることは (relapse) は、教会法上棄教 (apostasía) の罪に当たり、法廷では死罪が適用された。<sup>31)</sup> コンベルソはこのような信仰上の危機にも上手く対応し、公職にも就くようになり地方でも中央でも要職を得る機会が増大するが、旧キリスト教徒の反発を買い、コンベルソのキリスト教信仰の誠実さを疑問視する声が大きくなつた。またコンベルソにとっては、改宗せずユダヤ教徒として残った同胞ユダヤ人は、彼らの存在がイベリア半島で続く限り、コンベルソにユダヤ教回帰への嫌疑が常にかけられるとの思いから邪魔な存在でもあった。それ故 1492 年のユダヤ人追放令に至る過程は、コンベルソによって企てられたとの見解もある。追放令によって 20 万人のユダヤ人のうち約 15 万人が、ポルトガル、ネーデルラント、トルコ等の他にイタリアにも移住している。<sup>32)</sup>

ユダヤ人追放令はシチリアでも実施され、それがシチリアに及ぼす影響は甚大であったこと

<sup>30)</sup> Juan Ignacio Pulido Serrano, *Los Conversos en España y Portugal* (Madrid, 2003), pp. 21, 34-35.

<sup>31)</sup> Richard L. Kagan and Abigail Dyer, eds., *Inquisitorial Inquiries, Brief Lives of Secret Jews & Other Heretics* (Baltimore, 2004), p. 12.

<sup>32)</sup> Geoffrey Parker, 'Some Recent Work on the Inquisition in Spain and Italy', *The Journal of Modern History*, vol. 54, no. 3 (Sep., 1982), p. 522.

から、シチリア当局は抗議行動を展開した。しかし実際にスペインで行われていたようなコンベルソに対する攻撃が実行されたのは、1500年にメッシーナ大司教であったスペイン人のドミニコ修道会士の異端審問官就任以後であった。ちょうどこの年の11月から異端審問所財務官報告等が出され、またこの年にシチリアのすべての主要都市において、「恩寵の勅令」(edictos de gracia)が宣言されたからである。「恩寵の勅令」は、1484年に先述のトルケマーダによって出された28か条の通達(instrucciones)に基づく異端審問所裁判手続きの一部を形成するもので、異端審問官によって管轄地域の教会と世俗権力に信任状が提出されると、住民に対してミサへの出席要請が告示される。ミサにおいては、説教の後に異端審問所への支持を住民に誓約させ、その後で「恩寵の勅令」が読み上げられる。この勅令には異端に相当する事柄がリストアップされており、良心の呵責を取り除くために、住民は前に出て自分自身の或いは他人の異端の罪を告発するように促される。「恩寵の勅令」と呼ばれるのは、約1ヶ月の間の「恩寵の期間」内に表に出て来て自分自身或いは他の者の異端の罪を告白する者には、教会との間で和解が成立する可能性が与えられるからである。<sup>33)</sup>一般に「恩寵の勅令」によって告発者の数が増大し、その結果異端審問官にとっては「恩寵の勅令」が異端情報収集の手段になったと言われている。

シチリアでは、教皇主導の中世異端審問制度とスペイン異端審問制度の管轄権（司法権）の争いから、地元異端審問所自体が混乱状態にあった。そこで1500年にフェルナンド2世は、チエファル司教レジナルド・モントロ(Reginaldo Montoro, vescovo di Cefalù)とドミニコ会修道士で法学者のジョヴァンニ・スガランブロ(Giovanni Sgalambro)を任命し、シチリア異端審問所の再編に当たらせる。スペイン異端審問所は1487年の設立以来、異端審問官に任命されたペニャを軸に既に活発な活動を展開していたのであるが、異端に対応するには中世異端審問所の存在だけで十分であるとする教皇シクストゥス4世の声明もあり、当初スペインから導入された新しい異端審問制度はあまり成功したとは言えない。このような状況下シチリア島におけるスペイン異端審問所が実効力ある機関として生まれ変わるきっかけとなったのが、1500年6月のモントロとスガランブロの異端審問官への任命である。フェルナンド2世はスガランブロが審問官にふさわしくない人物であることを聞き、直ちに彼のバレンシアからの出発を阻止しようとするが、スガランブロは既にシチリアに向け出発しており、結局彼は、1年間審問官職に就くことになる。そして同年11月には、許可書無しでのコンベルソの離島を禁止するなど、2人によってスペイン異端審問所の「効果的」設置を宣言する勅令が発せられて

<sup>33)</sup> トルケマーダの28か条の通達は、Rafael Sabatini, *Torquemada and the Spanish Inquisition A History* (London, 1927), pp. 139-167; Jean Dumont, *Proceso contradictorio a la Inquisición española* (Madrid, 2000), pp. 121-122を参照。

いる。<sup>34)</sup> 但し、モントロとスガランプロはどちらかと言えば穏健派であり、2年間のうちに僅かなコンベルソが取り調べを受けただけで、しかも彼らの刑罰も軽いものであった。この段階ではシチリアで異端者が火刑に処されることもなかった。

フェルナンド2世は1502年に、スガランプロに代わってメッシーナ大司教ペドロ・ベルフォラード (Pedro Belforado) を新しい異端審問官に任命する。彼は直ちにメッシーナに第2の異端審問所を設置し、逮捕者が増えると同時に判決もかなり厳しいものとなった。<sup>35)</sup> スペイン異端審問長官のデサ (Diego de Deza) は、ベルフォラードにナポリとシチリアでの任務遂行の権限を与えており、カトリック両王も1504年6月にスペインのメディナ・デル・カンポからナポリ総督フェルナンデス・デ・コルドバ (Gonzalo Fernández de Córdoba) に対して新異端審問官への援助の提供を命じている。<sup>36)</sup> 16世紀の最初の10年間、スペインの異端審問制度はシチリアで慎重に運営されていた。ユダヤ人追放令発布時にシチリアで起こった激しい抗議を念頭に、スペイン異端審問所の設立が、スペイン王国の国家制度の導入との印象をシチリア住民に与え彼等の反発を受けることをできるだけ回避しようとの腐心がスペイン側にあったと考えられる。処刑は極力抑えられ、1505年にメッシーナで開かれたアウト・ダ・フェは比較的小規模なものであった。しかしフェルナンド2世は、自身が相続した地シチリアでのスペイン異端審問制度がようやく軌道に乗り始めると、それを新しく獲得した地ナポリ王国にも拡大しようと決心する。フェルナンド2世は、ナポリを1506年11月から翌年の6月まで訪れ滞在している。1492年のスペインでのユダヤ人追放によって多くのユダヤ人がナポリに逃れ、その後改宗ユダヤ人即ちコンベルソも異端審問を逃れてこの地に集まっていた。1509年8月にフェルナンド2世はナポリに異端審問所設置の権限を与え、アラゴンの異端審問長官 (inquisidor general) は2人のスペイン人異端審問官と彼らのスタッフを任命している。1人は1509年10月にシチリアから、もう一人はその数か月後にスペイン本国から到着している。しかし、異端審問所設立に対するナポリ住民の抵抗は激しかった。フェルナンド2世は総督のラモン・デ・カルドナ (Ramón de Cardona) にナポリ住民の興奮を鎮めるように命じ、結局異端審問所の設立を諦める。総督は、ナポリには異端分子の存在は確認できないとの尤もらしい理由をつけて、1510年10月に異端審問所設立の撤回を発表する。同時に彼は、異端審問を逃れてきた全てのユダヤ人やコンベルソをナポリ王国から追放している。ナポリ住民は、スペインが1542

<sup>34)</sup> Zeldes, 'Auto de Fe in Palermo, 1511', p. 195; Henry Charles Lea, *The Inquisition in the Spanish Dependencies* (London, 1908), pp. 6-7. チェファル司教はパレルモ大司教区の中で属司教の立場であった。

<sup>35)</sup> Nadia Zeldes, 'Incident in Messina: Letters of Ferdinand the Catholic concerning Portuguese conversos caught on their way to Constantinople', *Sefarad* 62 (2002), p. 403; 'Inquisition' in *Encyclopaedia Judaica* (Detroit, 2007, 2<sup>nd</sup> ed.)

<sup>36)</sup> D. Francisco Javier G. Rodrigo, *Historia Verdadera de la Inquisicion* (Madrid, 1876), Tomo I, p. 393.

年に再度スペイン異端審問制度をナポリに導入しようと試みた時にも、激しい抵抗で応酬し結局計画を頓挫させている。<sup>37)</sup> ナポリは、スペインの政治的道具としての異端審問所の設置に強い拒否反応を示し続ける。そして 16 世紀の半ばになると、ピエトロ・カラファによって彼の司教総代理に任命されたレビバ (Scipione Rebiba) を通じて、ローマ異端審問所がナポリに設立される。しかしナポリは、市の特権を無視する行為が続いたローマ異端審問所を 18 世紀には廃止するのであるが、16 世紀の時点では、スペインの国家機関的色彩の強いスペイン異端審問所よりはローマ異端審問所をとりあえず選択したことになる。両者は、被告から弁護する権利を剥奪したことや、財産や所持品の差し押さえ、さらには被告には原告や証人の名前が伏せられる秘密主義等、共通した部分も多くあったが、拷問に関してはローマ異端審問所の方がより積極的にそれを利用していたと言われる。<sup>38)</sup> いくつかの合併・併合や廃止を経て、アラゴン諸王国の中で「恒久的」異端審問所が設置されたのは、サラゴサ、バルセロナ、バレンシア、パルマ・デ・マジョルカ、シチリア、サルディニアの 6 か所であった。シチリアではパレルモに、サルディニアでは島北部のサッサリに設置されている。<sup>39)</sup>

フェルナンド 2 世は、ナポリへの異端審問制度導入を放棄する一方で、スペインによる統治がより安定しているシチリアにおいては制度の強化を行っている。1510 年 1 月にフェルナンド 2 世がアルフォンソ・ベルナル (Alfonso Bernal) を異端審問官に任命すると、ベルナルは直ちに審問所機構改革に取り掛かる。例えば彼は、刑の執達吏の役割を担いスパイや告発・逮

<sup>37)</sup> ミラノにおいても、異端審問所の設立は似たような経緯を経ている。特にカタリ派の異端に対処するため設置されたミラノの中世異端審問所は、宗教改革時には教皇の後押しもあり新たな活動期を迎える。フェリペ 2 世によるスペイン異端審問制度導入がミラノ住民の強い反対運動で頓挫すると、ローマ異端審問制度は、1565 年以降ミラノ大司教の地位にあったカルロ・ボッローメオ (Carlo Borromeo) 枢機卿の下で堅固な基盤が築かれた。ボッローメオは反宗教改革運動の一環として、1583 年以降司教巡察と称してイスのカントンやグラウビュンデン地方に赴き、プロテスタンツや魔女、妖術に対する異端審問を行い、これら異端のミラノ大司教区への流入を防止しようと試みた。他のスペイン支配地域と同様、1540 年以降コンベルソに対する異端訴追は殆ど見られない。一方ヴェネツィアにおいては、ユダヤ人追放後のコンベルソの重要な避難地の一つであったこともあり、多くの訴訟記録が残されているが、後にローマ教皇シクストゥス 5 世となるフェリーチェ・ペレッティ (Felice Peretti da Montalto) がヴェネツィアの異端審問官であった 1558 年からの約 10 年間に、コンベルソに対する迫害は最高潮に達する。しかし、ペレッティとヴェネツィア市政府との関係は悪く、コンベルソに対する处罚も、他の地域のローマ異端審問所と比べるとヴェネツィアの対応は人道的で、死罪が求刑されることはないようである。Michael Berenbaum & Fred Skolnik, eds., *Encyclopaedia Judaica* (Detroit, 2007) を参照。ところでペレッティは、1565 年に組織されたスペインのトレド大司教バルトロメ・カラサンサの異端嫌疑調査団の一員として調査に参加している。カラサンサ事件の詳細は、José Antonio Escudero, 'Notas al proceso de Carranza' in *V Centenario del nacimiento del Arzobispo Carranza*, ed., Luis Suárez Fernández (Madrid, 2004), pp. 47-68; José Ignacio Tellechea Idígoras, *Fray Bartolomé Carranza de Miranda* (Pamplona, 2002), pp. 379-461; Soledad Gómez Navarro, 'El Proceso del Arzobispo Carranza', in Santiago Muñoz Machado, ed., *Los Grandes Procesos de la Historia de España* (Barcelona, 2002) を参照。

<sup>38)</sup> Joseph Pérez, *Breve Historia de la Inquisición en España* (Barcelona, 2002), p. 107; Lea, *The Inquisition in the Spanish Dependencies*, pp. 78, 96-98. このリーの著書は、同じ著者による *A History of the Inquisition of Spain* (New York, 1906-8) の補遺であるが、最初にシチリアの異端審問が扱われている。これはシチリアとスペインの異端審問所が近い関係にあったことを物語るものである。

<sup>39)</sup> Lu Ann Homza, ed., *the Spanish Inquisition, 1478-1614: An Anthology of Sources* (Indianapolis, 2006), pp. xviii-xix.

捕等を行う汚れ役として異端審問所の命令に忠実であったファミリアル (*familiar*) の採用に関しては、不誠実な人物の採用は控えるようにと命じている。ナポリやシチリアにおいては、スペイン異端審問所に対する反発は、まずその命令の忠実な世俗の執行官であるファミリアルに向けられていたからである。<sup>40)</sup> スペイン異端審問所は、活動内容や厳格さ等様々な点でこれまでの中世異端審問所と相違するが、もう一つの違いが審問所役人やファミリアルが享受した各種特権であった。このような特権には税や輸入関税免除等が含まれ、このような異端審問所関係者への優遇措置に反発が強まつたのも当然である。<sup>41)</sup> またベルナルは総督府の中にパレルモ異端審問所を設け、コンベルソに対し異端訴追のためのアウト・ダ・フェを開催している。このようなシチリアにおける異端審問所の活発な活動に道を開いたのは、ベルナルの異端審問官への任命とウゴ・デ・モンカダ (Hugo de Moncada) のシチリア総督就任であった。<sup>42)</sup> 審問所に協力的であったモンカダ総督の下で、1511年6月から1516年1月の間に70人以上がパレルモのアウト・ダ・フェの犠牲になったと言われる。その多くがネオフィティ (neofiti、新改宗者の意) と呼ばれるユダヤ人改宗者で、スペインのコンベルソやポルトガルのマラーノ同様ネオフィティは、外見上カトリックに改宗するも、秘密裏にユダヤ教の信仰を維持しユダヤ社会に残って生活した所謂隠れユダヤ教徒であった。<sup>43)</sup> 彼らはキリスト教徒の中で経済活動に従事し、町の議員に就く者もいた。ネオフィティは1492年のユダヤ人追放令以前から、公証人記録等の異端審問所以外の史料に言及があるが、ユダヤ人のキリスト教への改宗の大部分は、1492年6月18日のシチリアにおけるユダヤ人追放令発布以後である。<sup>44)</sup>

スペインにおいては、1480年頃から異端審問所の活動はコンベルソ訴追に焦点が合わされた

<sup>40)</sup> Manuel Rivero Rodríguez, 'La Inquisición Española en Sicilia (Siglos XVI a XVIII)', in Joaquín Pérez Villanueva & Bartolomé Escandell Bonet, eds., *Historia de la Inquisición en España y América III Temas y problemas* (Madrid, 2000), III, 1042; Gonzalo Cerrillo Cruz, *Los Familiares de la Inquisición Española* (Valladolid, 2000), pp. 17, 227. スペイン属州のシチリアと違い、一般にイタリアのその他の地域の異端審問所にはファミリアルは存在しなかった。北イタリアでは、ファミリアルの働きに代わって隣人による自発的告発や自白が中心を占める。Christopher F. Black, *Early Modern Italy: A Social History* (London & New York, 2001), p. 200.

<sup>41)</sup> Lea, *The Inquisition in the Spanish Dependencies*, pp. 10-11.

<sup>42)</sup> 一般にシチリアにおける国王特権は他の地域と比べ絶大であったと言われる。シチリア総督府と異端審問所の関係も一枚岩ではなかったが、ベルナル審問官の頃の異端審問所は、異端以外の諸問題について総督府の意向を無視することができなくなっていた。Ibid.

<sup>43)</sup> 本稿では、シチリアがスペインの属州であったため、コンベルソとネオフィティの両方の言葉を明確な区別なく使用する。

<sup>44)</sup> Zeldes, 'Auto de Fe in Palermo, 1511', p. 196. フェルナンド2世によって3月31日にグラナダから発せられたシチリアのユダヤ人追放令は、シチリアにおいて6月18日に現地語で発布されている。追放令は、Shlomo Simonsohn, *The Jews in Sicily* (Leiden & Boston, 2006), vol. 8, pp. 4679-4684を参照。追放令と同時にフェルナンドは、追放ユダヤ人の財産に関してシチリア総督フェルナンド・デ・アクーニャ (Fernando de Acuña) に指示を出している。Ibid., pp. 4684-4686. ユダヤ人追放を前にしたシチリア総督のユダヤ人財産、債務、徵税に関する対応や、パレルモ市が発布したユダヤ人財産略奪やユダヤ人に対し危害を加えることへの禁止命令、ユダヤ人地区へのキリスト教徒の立ち入り抑制政策を見ると、追放と財産処理に伴う様々な混乱を避ける努力はスペイン当局によって慎重になされていたと考えられる。Ibid., pp. 4722-4723.

が、その後約 40 年がコンベルソ迫害の絶頂期であった。1520 年代になると異端審問所の関心は、コンベルソから照明派 (alumbrados) やエラスムス主義者、あるいはプロテスタント信者といったその他の「異端」に推移して行く。この 1480 年から 40~50 年の期間に異端審問所は、ユダヤ教の食物規定や各種儀式を順守するコンベルソを逮捕し、火刑に処したり贖罪行為を強制したりした。当然のことながら食物規定は家事に關係する事項が多く、女性の逮捕者が多かつたこともうなづける。さらに 1525 年以降スペインの異端審問所は、カトリック教徒（旧キリスト教徒）を風紀違反や神に対する冒涭罪等軽い違反行為を行ったかどで追及しており、その意味では、多くの裁判案件は異端と呼ばれるほどの重大なものは少なかった。但し、1590 年頃からは、ポルトガルに一旦逃れたコンベルソのスペインへの逆流が見られ、1630 年頃にはこのようなコンベルソ訴追の動きが再度活発となる。<sup>45)</sup> 一方シチリアにおいては、ユダヤ主義者に対する訴追は 1541 年頃まで続く。しかし、その後は彼らに対する攻撃は減少し、代わってプロテスタント信者、背教者、魔女等新たな「異端」が異端審問所の訴追の対象となる。そしてシチリアへは、その後もイベリア半島からのコンベルソ亡命者が流入し続ける。シチリアやサルディニアの異端審問は、ユダヤ教やイスラム教からの改宗者に対する監視を設立目的としたスペイン異端審問の流れを踏襲し、様々なプロテスタント型異端を訴追の中心においた中世及びローマ異端審問所や、魔女や迷信を追及した北イタリアの中世異端審問所の流れとは一線を画していたが、スペイン属州における訴追対象も徐々に変化と広がりを見せていったのである。シチリアにおいて反ルター派の動きを見せた異端審問官はバルトロメ・セバстиアン (Bartolomé Sebastian) であったが、1547 年にはアウグスティヌス派修道会のトリペディブス (Heremio de Tripedibus) が、ナポリからルター及びバルデスの教説を修道会に持ち込んだとして処刑されている。<sup>46)</sup>

このような措置に対して 1514 年にパレルモに召集されたシチリア議会から、シチリア異端審問所は教会法の規定やシチリア王国の他の裁判所のやり方よりも過酷な異端の追及を行っているとの非難が発せられた。シチリア議会が過酷な異端追及と非難したのは、1511 年のアウト・ダ・フェのことである。次にシチリア議会は、異端の罪に問われた者たちからの財産没収の乱用に関しても異端審問所を批判した。しかし、フェルナンド 2 世やシスネロス枢機卿 (Francisco Jiménez de Cisneros) の存命中は、シチリアにおける反対運動も単に言葉による批判に終始した。<sup>47)</sup> しかし、1516 年 6 月の国王フェルナンド 2 世の死がパレルモに伝えられ

<sup>45)</sup> Renée Levine Melammed, *Heretics or Daughters of Israel? The Crypto-Jewish Women of Castile* (New York, 1998); William Monter, *Frontiers of Heresy: The Spanish Inquisition from the Basque Lands to Sicily* (Cambridge, 2002 paperback edition), p. 30; Jaime Contreras, *Historia de la Inquisición Española (1478-1834)* (Madrid, 1997), pp. 34-52.

<sup>46)</sup> Black, *The Italian Inquisition*, pp. 131-133.

<sup>47)</sup> シスネロス枢機卿は、フェルナンド 2 世及びカルロス 1 世期に宗教と政治の両面にわたって活躍し、

ると、パレルモの不満は暴動となって表出し、不人気の総督は身の危険を感じてメッシーナへ逃亡している。暴徒は最初コンベルソを襲おうとして彼らの着るサンベニトを引き裂くが、その理由がイエスを十字架にかけたユダヤ人には十字架が描かれている服を着用すべきでないというもので、サンベニトの意味を全く理解しない根拠に基づくものであった。しかし、そのうちに暴徒の怒りはコンベルソからスペイン異端審問所に向かられ、彼らは総督府を略奪とともに、異端審問所に収監されていた囚人を解放した。コッレザーノ伯ピエトロ・カルドナ（Pietro Cardona）をリーダーとするシチリア貴族の一団は、総督のモンカダに対し、主君の死でもって総督の任期が切れるとの慣習に基づき、総督のシチリアからの即時国外退去を要請する。暴徒はシチリア晩祷事件後に僅かの期間実現したような自由の再現を求めていた。<sup>48)</sup> さらに暴徒は、アラゴンから送られた審問官マテオ・セルベラ（Mateo Cervera）を脅しシチリアから追放するが、新王カルロス1世（神聖ローマ皇帝カール5世）の支持を得たセルベラは、1518年に再度パレルモに戻っている。そして異端審問所を復活させて、より頻繁にアウト・ダ・フェを開催しネオフィティや暴動に加わった者たちを処罰した。1519年から1527年の間にパレルモの異端審問所は、175人を肖像で、40人近くは本人を直接捕らえて処刑している。<sup>49)</sup> 肖像による処刑は、罪人が死去した場合や逃亡して処刑場に連行できない場合に挙行される。結局スペイン異端審問所は、フェルナンド2世が継承したシチリアとサルディニアには創設されたが、ナポリをはじめ彼が征服した他のイタリア地域には導入されることはなかった。シチリアの異端審問所では、その反ユダヤ教主義が1535年頃まで定着することとなる。1535年になると、シチリア沿岸やマルタに脅威を与えていた北アフリカ海岸のバーバリの海賊（Corsari barbareschi）やオスマン勢力に対応するため、カール5世はチュニジアに派兵するが、その際シチリアとナポリに立ち寄った皇帝に対してシチリア議会は、シチリア異端審問所の特権を5年間停止することを願い出て同意を得ている。そのため異端審問所の活動は事実上停滞すること

---

フェルナンドのナポリ滞在中は本国スペインで摂政政府を任せられている。カルロス1世がネーデルラント滞在中も摂政役として本国の政治を切り盛りし、新王の信頼を勝ち得ている。1495年からスペインの筆頭司教区であるトレドの大司教を務め、1507年に異端審問長官に就任したシスネロスは、人文主義にも傾倒し決して反動的思想の持ち主ではなかった。悪名高い審問官には毅然とした態度で臨み、彼らの解雇も躊躇しなかった。但しシスネロスは、スペインのカトリック教会の統一を目指し、当然国家機関としての異端審問制度の継続や、異端審問所のシチリア創設には積極的であった。シスネロスについての詳細は、Erika Rummel, *Jiménez de Cisneros: On the Threshold of Spain's Golden Age* (New York, 2000) を参照。

<sup>48)</sup> Zeldes, 'Incident in Messina', p. 410. 17~18世紀のシチリアにおいて、異端審問所に対抗し闘った伝説的地下秘密セクトとしてベアーティ・パオリ（Beati Paoli）が有名である。彼らは、教会と国家の横暴に対して民衆や貧者の側についた一種の義賊である。このセクトをシチリア・マフィアの先祖とする見解もある。

<sup>49)</sup> 異端審問所によるネオフィティに対する訴追は、1550年からも50年程続くが、その間に195人が火刑に処せられ、276人が肖像による火刑を受けている。この期間にシチリアの異端審問所で起訴された者の人数は2000人に上る。Nadia Zeldes, 'Marginality and Otherness of Jews and New Christians as Reflected by their Dress in Two Christian Texts', Early Modern Workshop 'Jewish Consumption and Material Culture in the Early Modern Period', 2007, University of Maryland, p. 163 ([wesscholar.wesleyan.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1058](http://wesscholar.wesleyan.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1058)).



写真1 ナポリの地下鉄工事現場とヌオーヴォ城（左）。1535年にナポリを訪れたカール5世等スペイン王がナポリを訪問する際に滞在した城であった。遠方に王宮が見える。スペイン王カルロス3世のナポリ到着（1734年）以後ブルボン家の王宮。

となる。<sup>50)</sup>

元々異端審問制度はカスティージャの異端に対処する組織であり、それがアラゴン王国の諸地域にも適用されることとなったわけであるが、カール5世を継いだフェリペ2世の時代には、カスティージャよりもアラゴン諸王国の方が異端審問制度にとって重要な地域となっていく。カール5世の時代に異端審問最高会議(Suprema)に送られた訴訟記録(relaciones de causas)は、アラゴン諸王国においてより完全に保存されており、1540年からの約20年間に限っては、残存する殆どの訴訟記録はアラゴン諸王国のものである。アラゴン諸王国の5つの異端審問所管轄地域として、アラゴン、バレンシア、ナバラ、カタルニアと並んでシチリアが挙げられるが、1560年以後の50数年間の記録を見ると、海外領土の中では、アラゴンの属州であったシチリアの異端審問所の方が、カスティージャの植民地であったアメリカよりもより活発に異端に対する訴追を行っていたことが読み取れる。<sup>51)</sup> シチリアの異端審問所は、フェルディナンド3世（ナポリ王としてはフェルディナンド4世）の治世の1782年3月16日に事実上廃止されているが、同じ年に貴重なパレルモの異端審問所関連文書も焼却処分されている。しかし、一説ではその後もシチリア異端審問所は穩健な形で存続し、1860年のイタリア統一戦争時に政教分離の原則が宣言されて最終的に廃止されている。1860年と言えば、両シチリア王国のメッシーナとパレルモでの反乱に乗じてシチリアに上陸したジュゼッペ・ガリバルディ率いる赤

<sup>50)</sup> Monter, *Frontiers of Heresy*, pp. 15-18, 26.

<sup>51)</sup> Ibid., pp. 31-32.

シャツ隊が、両市を、そしてその後メッシーナ海峡を渡ってナポリを攻略した年である。

### 3. シチリアとコンベルソ問題<sup>52)</sup>

1492 年のスペイン本土でのユダヤ人追放令以後、ユダヤ教徒の国外退去に続き各地で迫害に会ったコンベルソも異端審問所によって訴追され、処罰を受けたり国外退去に追い込まれる例が続出した。1492 年時点でシチリアにも多くのユダヤ人が居住し、その数はシチリア全住民の 10 パーセントに及んだと言われている。シチリアのユダヤ人もキリスト教への改宗か国外退去かの選択を迫られ、多くはイタリア本土やギリシャ或いはオスマン・トルコ支配地域へ移住している。シチリアの多くのユダヤ人達はナポリ王国に向かったが、1494 年にフランスが一時的にナポリを征服すると（第 1 次イタリア戦争）、ユダヤ人に対する激しい迫害がナポリで起こっている。その他のシチリアのユダヤ人の大多数は、オスマン帝国に国外移住している。<sup>53)</sup> ところで、コンベルソ追及の手はスペインからポルトガルにも広がったが、ポルトガルでの迫害を逃れより自由なオスマン・トルコの地でユダヤ教信仰を守ろうとしたコンベルソが、1506 年 メッシーナ海峡通過時点ではシチリア当局に通行を阻止され、異端審問所の裁判に掛けられたこととなった。その事例を参考に、当時のシチリアにおけるコンベルソ問題とパレルモの異端審問所の状況を見てみたい。<sup>54)</sup> 1506 年 12 月、当時メッシーナ大司教であり異端審問官でもあったペドロ・ベルフォラードは、国王のフェルナンド 2 世に書簡を送り、メッシーナ海峡を通過してリスボンからコンスタンティノブルに向かう船を捕獲した際、その中に多数のポルトガルからのコンベルソを発見したことを報告している。フェルナンド 2 世に対してベルフォラードは、メッシーナの市官吏がペストの感染の可能性を理由に積荷の陸揚げ（即ちコンベルソの下船及び引き渡し）を拒んでおり、そのためコンベルソの尋問ができず異端審問所の役割が果たせないと訴える。<sup>55)</sup> しかし、この船はコンスタンティノブルに向かっておりシチリア上陸の意図もなく、しかも乗船していたコンベルソはフェルナンド 2 世の臣民でもなかったことを考え

<sup>52)</sup> この章で扱うシチリアのコンベルソ問題（1506 年のメッシーナ海峡でのコンベルソ乗船の船舶拿捕事件や 1511 年のパレルモでのアウト・ダ・フェ）は、16 世紀初期の事件であり、残念ながらヘニンセン（Gustav Henningsen）やコントレラス（Jaime Contreras）が行った訴訟記録 *relaciones de causas*（マドリードの国立歴史文書館 Archivo Histórico Nacional に保管）の統計調査の対象期間より前の時代に属する。ヘニンセン等によるこの有名な研究は、シチリアの異端審問の事例も含むが、基本的に 1540 年以降の訴訟案件に関するものである。Gustav Henningsen & Jaime Contreras, 'Forty-four thousand cases of the Spanish Inquisition (1540-1700)', in G. Henningsen and J. Tedeschi, eds., *The Inquisition in Early Modern Europe. Studies on Sources and Methods* (Illinois, 1986), pp. 101-129 を参照。

<sup>53)</sup> Norman Roth, *Conversos, Inquisition, and the Expulsion of the Jews from Spain* (Madison, 2002), p. 310.

<sup>54)</sup> この事件に関しては、Zeldes, 'Incident in Messina'を参照。

<sup>55)</sup> メッシーナ港は、クリミア半島のフェオドシアから入港したジェノア船によって、最初に黒死病がヨーロッパにもたらされた港とされていることを考えると、説得力のある言い訳であったとも考えられる。



写真2 メッシーナ海峡を渡るフェリーから見るメッシーナ市

ると、本来メッシーナの異端審問所に司法管轄権があるのか疑問視される。この頃オスマン帝国に向けてメッシーナ海峡を通過し捕獲された船は数隻あった。イベリア半島からオスマン帝国まで行くには、北アフリカ沿岸やマルタ近海を通過する航路もあったが、バーバリの海賊の餌食になる可能性が高かったために、イタリア半島に沿ってメッシーナ海峡を通過するルートがより安全と判断されたようである。<sup>56)</sup>

ユダヤ人達がポルトガルを離れるを得なかった背景には長い経緯がある。1492年のユダヤ人追放令によって追い詰められたカスティージャ在住のユダヤ人達は、ポルトガルに避難地を見出そうとするが、当時のポルトガル王ジョアン2世はユダヤ人の改宗を求めて彼らに圧力をかける。1496年にジョアン2世が死去すると、王位を継いだマヌエル1世は、最初ユダヤ人に対して宥和的政策を遂行するが、スペインのカトリック両王の長女イサベルとの婚姻に際し、ポルトガルでのユダヤ人追放が婚姻条件とされる。1497年5月には、ポルトガル在住ユダヤ人の追放令が発布されるが、これはこれまでポルトガルが長年採ってきたユダヤ人に対する寛容策の変更のみならず、マヌエル1世自身が半年前に発した10ヶ月の間に国外退去かキリスト教への改宗かの選択を行うように求めた勅令をも変更するものであった。スペインやイタリ

<sup>56)</sup> イベリア半島からシチリアを経由して地中海東部のレヴァント地域への航路については、Fernand Braudel, *The Mediterranean and the Mediterranean World in the Age of Philip II* (New York, 1976), vol. 1, pp. 133-134に言及がある。キリスト教国の船にとって、チュニジアとシチリア島の間のシチリア海峡よりはメッシーナ海峡通過の方が安全であった。一方オスマン・トルコ艦隊等のイスラム船は前者を好んで通過した。

アにおいても危惧されたように、ポルトガルにおいても突然のユダヤ人国外退去によって失う経済的損失は無視できず、その意味ではユダヤ人の強制改宗がポルトガルにとっては最良の道であるとマヌエル1世は考えたと思われる。強制改宗が直ちにユダヤ人をキリスト教徒にするわけではないが、1世代か2世代後には彼らをキリスト教社会に同化統合させることをマヌエル1世は求めたのではなかろうか。そのために国王は、強制改宗後のユダヤ人のキリスト教信仰の内容や状況について20年間は問わないとするユダヤ人側に配慮した保護的勅令を発している。このような保護的勅令発布の一方でマヌエル1世は、強制改宗の目的を反故にする新キリスト教徒マラーノの国外移住は厳しく制限した。しかし、このような政策も意図された効果を生み出すことができず、マラーノはポルトガルのキリスト教社会に同化統合されるどころか、以前のユダヤ教的性格を色濃く残していた。それに伴い彼らに対するポルトガル社会の反発も増幅され、1000人以上のマラーノが殺害された1506年4月のリスボンでのユダヤ人大虐殺事件（Lisbon Pogrom）へとつながっていく。<sup>57)</sup> 事件直後に多くのマラーノが、禁止令を犯してまでもポルトガルから退去したいと考えたとしても不思議ではない。そうした中、マヌエル1世は大虐殺事件の1年後の1507年3月にマラーノの国外移住を認める。しかしシチリアで捕獲されたユダヤ人達は、事件後1506年の夏頃に既にポルトガルを出航していたと想定できる。実はユダヤ人のオスマン帝国への移住は、虐殺事件の前から始まっていた。ペストの感染という尤もらしい理由を付けたメッシーナ市当局であったが、ベルフォラード大司教はそれが単なる口実であり、市当局が異端審問所の要請に従いたくないだけであることを察していた。

スペイン異端審問所がシチリアの都市エリートの反発に直面したのは、今回の事件が初めてではない。1502年に異端審問所判事（alguacil）がカターニャを訪れコンベルソの被疑者を引き渡すように要求した時、カターニャ市判事及び官吏は王室直営地に与えられた特権を理由に被疑者の逮捕を拒否している。シラクサにおいても異端審問所に対する対応は、カターニャのそれに似たものであった。このような両市における異端審問所の司法権に対する挑戦的態度はその後も続き、コンベルソに対する訴追は異端審問所のシチリア島での支配が強化される1530年代まで延期されることとなる。パレルモやその他のシチリアの都市と違ってメッシーナは、スペイン王権に対してもスペイン異端審問制度に対しても抵抗を示すことはなかった。1504年にスペイン異端審問所がメッシーナにおいて、前年に死去したイサベル1世を記念する壮大な行列祈祷式を挙行し、翌1505年には改宗ユダヤ人に焦点を合わせたアウト・ダ・フェを催した時も、メッシーナ市民は抗議の声を上げなかつた。メッシーナは、他のシチリア諸都市と違った側面を常に持っていたと言えよう。メッシーナは、ノルマンの時代からイタリア本土の

<sup>57)</sup> ポルトガルのユダヤ人問題と異端審問所設置に関しては、拙稿「ポルトガルのインド進出とゴアの異端審問所」、52-54頁を参照。

プーリヤやカラブリア、さらにはロンバルディアから多くの移民を受け入れ、経済的には南イタリアやレヴァント地方との交易の玄関であり、経済分野での重要性においてはパレルモに勝っていた。メッシーナの経済的繁栄は、港と外国船舶に対するサービス提供によるところが大きく、町の後ろに山が連なり利用できる土地が限られることから、農業を含め地元産業が発達することはなかった。しかしメッシーナには貿易特権等の各種特権が与えられ、その点でも他のシチリア諸都市とは異質であった。それにもかかわらずメッシーナは現状に満足せず、その最大の理由がシチリアの首都がパレルモに置かれていたことで、メッシーナはいつか首都の座を射止めることを望んでいた。また、メッシーナはシチリア諸都市の中で一番スペインの王権に従順であったと言える。1516年のフェルナンド2世の死去に反応してパレルモやカタニヤがスペインの統治に反旗を翻した時も、メッシーナは反乱に加担することを拒否し、シチリア総督の座から引き下ろされパレルモを離れたウゴ・デ・モンカダに対して、メッシーナへの受け入れを表明したと言われている。これもパレルモに対するメッシーナの嫉妬から生まれた対応であったと考えられるが、このシチリアを代表する2都市間のライバル関係が、スペイン王権に対する反乱を失敗に導いたとの考えも通説になりつつある。

結局ポルトガル船で捕獲されたコンペルソの多くは、バシリオス派修道院であるサン・サルヴァトーレ修道院に収監される。サン・サルヴァトーレ修道院は、メッシーナ大司教がこの修道院長を兼ねていたこともあり格式ある僧院であったが、1540年代に入ると神聖ローマ皇帝カール5世は、この修道院を没収して要塞を建設する。この要塞（Forte San Salvatore）は港



写真3 メッシーナのマドンナ像と台座に書かれた碑銘

の入口に位置し、今日も要塞の先端部分に建つマドンナ像 Colonna Votiva が入港するフェリーを迎えてくれる。マドンナ像の台座に書かれた碑銘には ‘Vos et ipsam civitatem benedicimus’ ('We bless you and your city') とある。伝説によれば、碑銘は聖母マリアがメッシーナのキリスト教徒に送った手紙からの引用とのことである。サン・サルヴァトーレ修道院は異端審問所に協力することは望まなかった。シチリアの聖職者の多くが、スペイン異端審問所に反対の立場を維持した背景にはいくつかの理由がある。まず、シチリアに導入されたスペイン異端審問制度が、元来司教に与えられていたシチリアの異端審問検査権を廃止しようとしたことに対する不満である。シチリアにスペイン異端審問所設置を宣言した 1500 年の勅令は、以前の異端審問官は信仰の問題に関して干渉すべきでないことを命じている。さらに重要な問題は、司祭が告解で知りえた秘密情報は、スペイン異端審問所の要請があれば明らかにすべきであるとの要求である。このような要求はキリスト教会の伝統的教えに反するものであり、シチリアはスペインに対し強く反発した。1510 年にスペイン異端審問所がこの要求をシチリアの聖職者に強制しようとした時、多くの僧侶がナポリ王国に逃亡したと伝えられる。さらに地元聖職者達がベルフォラード大司教との協力に積極的でなかった背景には、外国人高位聖職者に対する反発があったと思われる。1516 年の反乱時に反乱に加わった者達は、シチリアの司教区にはイタリア人高位聖職者のみを任命すべきとの要求を掲げていたが、これこそ当時の地元民が持っていた感情であった。メッシーナは反乱には加わらなかつたが、イタリア又はシチリア出身者を高位聖職者に求める気持ちは、多くのシチリア人の間に浸透していたと考えられる。サン・



写真4 18世紀初頭にアウト・ダ・フェが開かれたカテドラーレ広場と大聖堂

サルヴァトーレ修道院の修道僧とスペイン異端審問所の間には敵意が残ったが、結局サン・サルヴァトーレ修道院のコンベルソは、国王フェルナンド2世の希望通りに異端審問所によって尋問され、異端と宣告されて処罰されている。

シチリアのネオフィティ問題を語るときに忘れてはならないのが、1511年6月のアウト・ダ・フェである。<sup>58)</sup> 18世紀初頭にはこの地のアウト・ダ・フェは、大聖堂と大司教館（現在の司教区博物館）前に広がるカテドラーレ広場（Piazza Cattedrale）で開かれていたが、16世紀のアウト・ダ・フェは海岸に近い総督府前のマリーナ広場で行われていた。<sup>59)</sup> アウト・ダ・

フェの行進は牢獄となっていた異端審問官の家から総督府下のマリーナ広場までの間で行われ、異端審問官の他にファミリアルも参列した。この頃総督府の建物として使われていたのが、広場に隣接する今日のキアラモンテ宮殿（Palazzo Chiaramonte、ステリ宮殿 Palazzo Steriとも称される。Steriは要塞建築を意味するラテン語のhosteriumに由来）で、総督は宮殿の窓からアウト・ダ・フェの様子を見ていたと言われる。この宮殿は評判の悪かったキアラモンテ家の城で、1392年以後は王宮として、そしてその後は総督府として使用された。1530年に神圣ローマ皇帝カール5世がマルタ島を封土としてマルタ騎士団に割譲したのもこの建物であった。総督府の建物は



写真5 夜のキアラモンテ宮殿正面

<sup>58)</sup> このアウト・ダ・フェについては、Zeldes, 'Auto de Fe in Palermo, 1511'にある詳細を参考にした。

<sup>59)</sup> 大聖堂と大司教館前で行われた1724年のアウト・ダ・フェの様子は、Antonino Mongitore, *L'atto pubblico di fede solennemente celebrato nella città di Palermo à 6 aprile 1724 dal Tribunal del S. Uffizio di Sicilia* (Palermo, 1724) の中にある François Chiché の版画に描かれており、Francisco Bethencourt, 'The Auto da Fé: Ritual and Imagery', *Journal of the Warburg and Courtauld Institutes*, vol. 55 (1992), plate 34 及び <http://www.bestofsicily.com/mag/art169.htm> でも見ることができる。フランシスコ・リシによって描かれたマドリードのマヨール広場でのアウト・デ・フェ（1680年）のような壮大さや豪華さはないが、パレルモでは2つの階段式のプラットフォームが作られ、片側に異端審問官とその従者達が、それと向かい合うようにもう一方のプラットフォームに異端者が座り、16世紀にマリーナ広場で行われていたアウト・ダ・フェと同じような構造となっている。異端審問官はドミニコ修道会院長や4人の法律の専門家等とともにプラットフォームの最上階に鎮座し、下の方には司祭や修道僧が座った。



写真6 キアラモンテ宮殿が異端審問所牢獄だった頃に、囚人によって描かれた落書き

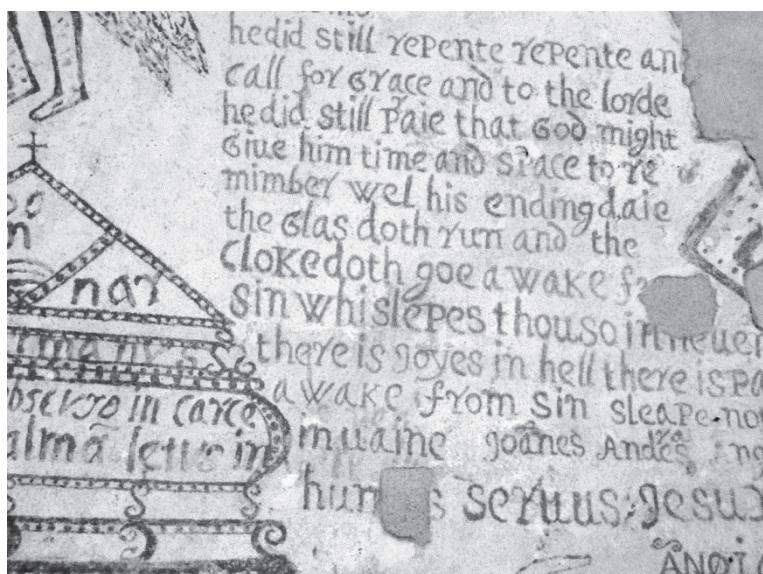


写真7 英語の落書きもある



写真8 人物を描いた落書きも多い

その後 17世紀になると異端審問所に譲渡され、審問所の牢獄としても 1782 年の審問所廃止まで機能した。キアラモンテ宮殿の中の可溶性塩による劣化が見られる壁には、異端審問所の牢獄として使われていた時代(17-18世紀)の異端嫌疑をかけられた囚人達の「落書き」が今も残る。<sup>60)</sup> スペインの異端審問と同じようにシチリアにおいてもアウト・ダ・フェは、異端判決宣告式としての意義と見世物としての野外劇場空間の要素を兼ね備えていた。儀礼的側面と信徒教育的効果の他に、莊厳さの中にも娯楽性をも持ち合わせたアウト・ダ・フェ開催日には、パレルモ住民も店を開めて祭日のようにこの儀式を楽しんだと言われる。<sup>61)</sup> 本来神への奉仕と住民の教化を目的としたアウ

ト・ダ・フェは、異端審問所の牢獄から出て行進してきた異端者が広場に到着し、この日のために作り上げられたプラットフォームの所定の位置に着席すると、まず異端審問官の説教でもって開始された。住民たちは 2 時間以上に及ぶ説教を苛々して聞いていた模様で、実は彼らは説教後に行われる「見世物」(処罰)に关心があったのである。このアウト・ダ・フェでは、異端審問所によって教会との和解に至った(reconciliado)悔悛者や 2 人の免責された僧侶もいたが、10人が最も重い刑である世俗権力に引き渡されて(西 relajado, 伊 rilassato)火刑に処された。<sup>62)</sup> この刑に処されたのは、異端の罪を悔い改めない者、異端の罪で捕らえられ改心して許された後に再度異端に走った再犯異端者(西 relapsos, 伊 ricaduta)、信念を変えない強情な異端者(pertinaces)等であった。彼らは火刑に処された他に財産をも没収され、自分の

<sup>60)</sup> 1320 年に建設されたこの宮殿には、現在パレルモ大学学長室が入っている。壁画のある壁の劣化状況については、M.F. Alberghina, et al., 'Degradation study of XVIII century graffiti on the walls of Chiaramonte Palace (Palermo, Italy)', *Applied Physics A*, vol. 100, no. 3, pp. 953-963 に詳細がある。

<sup>61)</sup> Francisco Bethencourt, *La Inquisición en la época moderna: España, Portugal, Italia, siglos XV-XIX* (Madrid, 1995), pp. 281-367.

<sup>62)</sup> 世俗権力に罪人を引き渡すのは、流血となる刑罰を異端審問所を含む教会裁判所が執行することはなかったからである。もちろん relajado (relaxed) という言葉は、言葉から連想される刑罰の緩和の意味ではなく、逆に火刑の婉曲表現である。Gorham, *The Medieval Inquisition*, pp. 47-48.

子供達も様々な差別と制約を受けることとなった。

当時シチリア在住のヴェネツィアの商人ピエロ・ヴェニエール (Piero Venier) がアウト・ダ・フェの 2 日後に書いた手紙を見ると、異端の罪で処罰された者達の詳細が明らかになる。今回火刑に処された者達の内訳は、異端審問所の会計簿やヴェニエールによると、男性 7 名、女性 3 名であり、そのうち 1 名はパレルモ出身のネオフィティで既に死亡しており (Neofito morto giudaizante) 本人不在での人形による火刑であった。残り 9 名のうち出身地が不明の者 1 人を除けば、4 名がパレルモ及び近郊、2 名がメッシーナ、2 名がポルトガル出身で、ネオフィティの男性 (Neofito giudaizante) や再犯のネオフィティの女性 (Neofita ricaduta) 等の違いはあるものの、全員がユダヤ主義者であった。<sup>63)</sup> ヴェニエールによれば、最初にサンベニトのようなゾルニオラ (zorniola) と呼ばれる衣服を着せられた悔悛者達が、牢獄となっていた異端審問所から現れマリーナ広場へと行進する。ゾルニオラは黄色の外衣でその上に白で十字が描かれていた。彼らは縄を使った拷問を経ずして罪を告白した者達で、既に懺悔を終えていた (senza corda confessi et reduti a penitentia)。次に、最も罪の重い上記の 10 名（そのうち 1 名は人形）が行進するが、彼らは黒の外衣を着て、その前と後ろには悪魔に似た多くの人物が描かれていた。ユダヤ人の多くの誤謬を指摘したマリーナ広場でのドミニコ会修道士の説教の後、異端審問所の役人が判決を朗読し、黄色の外衣を着せられた者（教会と和解に至った者）に対して、モーセの律法の遵守等彼らの罪は死罪或いは最高刑に相当するが、縄による拷問を経ずして罪を告白した故に死罪を免れたことを宣言する。死罪に代わって、彼らは「終身刑」或いは期限を定めての刑を宣告された。終身刑といつても文字通りに解釈してはならず、数年で収監を終える場合が多かった。中には刑罰として、数年間に及ぶガレー船の漕ぎ手として送られる者もいた。

フェルナンド 2 世の時代に始まったガレー船漕ぎの刑 (unpaid penance at the oars) は、スペインの異端審問制度独特のもので、それ以前の中世異端審問所には見られなかった。この刑は、罪人にとっては火刑よりはましとは言え非常に厳しい刑であった。当初は重婚や男色等で咎められた者が対象であったが、16 世紀の海戦の増加にともなって、例えばフェリペ 2 世の時代には、漕ぎ手の必要性のために初めに世俗裁判所に対し、そしてその後異端審問所に圧力をかけて必要な漕ぎ手を確保する例もあった。ガレー船漕ぎの刑の執行は、人手の少ない漕ぎ手を補充するという意義だけでなく、既に満杯の監獄での罪人の拘留費用を削減するメリットもあった。但し、肉体的に衰えた漕ぎ手を海軍に送ることの有用性や、ガレー船漕ぎの刑があ

<sup>63)</sup> これらの情報は異端審問所会計簿によるが、その簡単なリストが、Zeldes, 'Auto de Fe in Palermo, 1511', pp. 206-207 にある。ヴェニエールの手紙は、ヴェネツィア方言のイタリア語で書かれたものが Ibid., pp. 224-226 に、その英訳が Ibid., 198-200 にある。

ることが異端者の自白を妨げる可能性、或いは一般に他の罪人よりも比較的知的水準の高かつた異端者は、ガレー船での漕ぎ手よりは海軍の下士官や主計官の方が有用ではないかとの議論は続いた。<sup>64)</sup> ガレー船漕ぎの刑が宣告される例は、カスティージャよりアラゴン王国の方が圧倒的に多かったことを考えると、アラゴン王国の属州の地位にあったシチリアにおいてそのような刑が下される例が見られても不思議ではない。パレルモでの習慣では、教会と和解した者たちはすぐにミサにあずかり、カトリック教会に再び迎え入れられた。ヴェニエールによれば、ミサは和解の儀式の重要な一部となっていた。次に火刑に処される「重罪人」の判決が読み上げられ、アウト・ダ・フェの終了とともに世俗官憲に引き渡された彼らは刑場に引かれていった。このアウト・ダ・フェには多くの「観衆」が集まつたが、彼らの多くはネオフィティに対して敵意を持っていたわけではない。多くの観衆は刑に処されるユダヤ人に対して同情的であり、その証拠に 1514 年のシチリア議会では異端審問所の権力乱用や行き過ぎ、さらには拷問の非合法的使用に対して批判が相次いだ。<sup>65)</sup>

#### 4. 結び

イタリアの異端審問といつても、訴追対象や方法においてイタリア北部と南部に違いがあるし、同じ南部でもスペイン・ハプスブルク家の属州であったナポリ王国とシチリア王国では、異端審問制度の史的展開については同一に語れないところがある。さらに、中世異端審問所からローマ異端審問所に至るイタリアにおけるローマ教皇庁を中心とした伝統的な異端審問制度の司法権と、スペインの国家機関の一つとしてナポリ、シチリア、サルディニアに導入が試みられたスペイン異端審問制度とは、両者が正面から激しく対立する事例はあまり見られないが、司法管轄の及ぶ範囲が不明瞭である。またこれら異端審問所と世俗裁判所の司法権の範囲も、スペインにおけると同様にイタリアにおいてもしばしば混乱する場合があった。それは、異端を巡る理解が、社会の倫理統制も含めて異端問題を考えるべきかどうかの議論とも繋がり、シチリアにおいては、総督府も含め世俗側では異端審問所の権限を狭義の異端問題に限定したい

<sup>64)</sup> Monter, *Frontiers*, pp. 32-4; Lea, *A History of the Inquisition of Spain*, pp. 139-146. スペイン海軍の弱点は、ヴェネツィア海軍等と比較して漕ぎ手を奴隸や罪人に過度に依存していた点で、そのため自由人の漕ぎ手が極端に不足していた。スペインやシチリア等のスペイン属州では、漕ぎ手の供給元としては罪人や異端者のみならず、告発された修道僧も含まれていた。1571 年のレパント沖海戦での勝利も、資金面はもちろんのこと、海戦時もセバスティアーノ・ヴェニエーロ指揮のヴェネツィア艦隊やアンドレア・ドリア指揮のジェノヴァ艦隊等のイタリア艦隊の活躍に負うところが大きかったという事実も納得がいく。サンタ・クルス侯指揮のスペイン艦隊も、スペイン南部カルタヘナを母港とする本隊の他には、ナポリ艦隊やメッシーナのシチリア艦隊等スペインのイタリア属州の艦隊から構成されていた。当然、海戦に対する補給基地もシチリアであった。詳細は拙稿「スペイン王フェリペ 2 世の対外政策」『専修大学人文科学研究所月報』第 215 号、33-35 頁を参照されたい。

<sup>65)</sup> Zeldes, 'Marginality and Otherness of Jews and New Christians', pp. 163-164.

思惑があった。15世紀末のスペイン及びその属州でのユダヤ人追放及びコンベルソ迫害の中で、シチリアにおいても 16世紀半ばまでは、異端審問の最大の対象はネオフィティであり、他のイタリア諸地域の傾向と違いを見せていた。それはシチリアがスペイン王国の属州であり、コンベルソ問題の対応から始まったスペイン異端審問所の国家機関としての役割を、シチリアの異端審問所が忠実に遂行していたことを物語っている。